

第11回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成17年12月17日（土）午後4時00分

場所：WEST19 研修室A・B

委員長 どうもすみません。慣れない車に乗ったら動かなくなってしまって、苦労してしまいました。ちょっと遅れてしまいましたけれども、始めてまいりたいと思います。今日は11回目になりますが、まず9日の日に一応議論していただきましたけれども、その時にいろいろまた宿題が出まして、今日答申案を確定したいと思います。ですからもう今日を除いて議論する機会はないのでございます。それでお手元に答申案のこれ、だいぶ格好ができてまいりました。それでまた最初からやり始めたりするととんでもないことになりますので、この前回の委員会以降に大幅に書き直した所、ここに絞って皆さんに検討していただきたいと思っております。まず第2章の、いろいろ悩みましたですが、障がいのある子どもたちの所の記載が、これ、副委員長Bが手を入れたんですけども。どうしますかね？読みます？これでいいかどうか。

事務局D それでは20ページ、障がいのある子どもたちをもう1度読ませていただきます。

3. 障がいのある子どもたち。

1) 障がいのある子どもの「生活の質」の向上 障がいのある子どもが障がいのない子どもの生活と大差なく、各々の場面で生活の質（QOL）を豊かにするためには、多くの支援が必要です。障がいのある子どもは、日常生活において、家庭の近くで自由に散歩したり、遊んだり、外出したり、通学したり、公共の施設を利用しようとするとき、交通機関、道路、建物内部の構造などによって活動の範囲や内容が制限されてしまうことが少なくありません。特に札幌市では、冬の生活がスムーズにできるよういっそうの配慮が求められます。障がいのある子どもが自由に活動できるまちは、高齢者や乳児にとっても望ましいことです。道路や建物の構造のようなハード的バリアだけでなく、それを規定する各種の法・制度、そして何よりも人の意識に関わるソフト的バリアの2つの壁を解消する努力が必要です。札幌市のまちづくり全体について、子どもの立場から総合的に評価する組織的、計画的見直しが期待されます。

2) 障がいのある子どもたちの発達

障がいのある、あるいは障がいの疑いのある乳幼児 平成17年度、札幌市では私立幼稚園で153人の障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと一緒に集団保育を受けています。また、市立幼稚園には、障がいの疑いのある幼児が200人ほど在籍しています。また、平成16年度、障がいのある子どもが、市立保育所で30人、私立保育所で153人在籍しています。保育所や幼稚園に通う以前の家庭の養育段階においては、乳幼児の障がいの発見が難しく、障がいのある、あ

るいは障がいの疑いのある乳幼児への対応には、ばらつきがみられます。病院でのケアや母子通園施設等での早期療育の場の充実が極めて重要です。とりわけ乳児期の障がいのある子どもを持つ家庭では、専門家を交えての家族支援が不可欠です。

乳児期と統合保育 現在、市内の幼稚園、保育所ではそのほとんどが障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに生活する「統合保育」を行っており、このなかで子ども同士の間関係の基礎を体験しています。長い眼で見ると、これは、社会全体に存在するソフト的なバリアをなくすための実践的なプログラムともいえます。幼児に対する保育は、盲・ろうの幼稚部、施設での保育のように、「統合保育」でないものもありますが、早期からの訓練、特にろう児のように訓練の比重が高い場合には、他の生活能力とのバランスが失われやすく深まりにくいことも指摘されています。また、就学前に身につけたことが、その後の小・中・高等学校の生活のなかで、あるいは地域社会生活のなかで途切れたり、子どもの成長と自立を支援する療育、福祉、教育が分離されることがないように、総合的な取組が求められます。

- 3) 障がいのある子どもたちの教育 現在、札幌市には、何らかの障がいのある特別な教育的配慮を必要としている子どもたちが、約3千人います。平成6年のユネスコによる「サラマンカ宣言」では、「障がいの有無に関わらずすべての子どもを対象として教育を行うべきである。」として、一人ひとりの子どもの特別な教育的ニーズに応じて、教育を行うべきであることを強調しています。

進学と受入れ体制 札幌市の高等養護学校では、ほとんどの学校・学科で定員をオーバーする志願数となっています。特に、比較的障がいの重い子ども対象の学科では、大きく定員を上回っています。その結果、自分が生まれ育った地域から遠く離れたところの高等養護学校への入学を余儀なくされている実態があります。また、札幌市においても、「言語障がい通級指導教室」(「ことばの教室」)が各区に設けられていますが、住んでいる場所から遠いため、通いたくても通えない子どももいます。このような子どもたちに対する適切な指導及び通学・通級に関わる配慮などの必要な支援は、学校教育の緊急の課題となっています。

自立・就労 地域社会で自立した生活を送る意識をもてるまでに成長した青年は、保護者から独立した後、多くの人の手を借りて自立生活に入っていきます。障がいのある子どもたちの特性に応じた多様な生き方、働き方を支援するために、福祉的就労の場として、指導者のもとで作業能力や活動性を高める小規模の作業所などがありますが、近年、高等学校卒業者等の就職が厳しい状況にある中で、障がいのある子どもたちの就職は、いっそう厳しい状況です。

特別支援教育(障がいのある子どもへの支援) 子どもたちのなかには、特別な教育的配慮がなされたうえで、可能な限り通常の教育環境で学びたいと希望する

子どもがいます。平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などにより、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている子どもたちが約6%程度の割合で存在することが分かっています。こうした子どもたちは、「もっと自分のことをわかってほしい。」と願っています。障がいのある子どもたちも障がいのない子どもと一緒に学び、育つために、今後さらに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が必要です。前述のように、現在、小・中学校では、特別支援教育が行われており、各学校で様々な課題に直面しながら試行錯誤の取組をしていますが、学校では、特別支援教育を総合的にコーディネートするための人員は配置されておらず、子どもたちが必要な支援を受けるための態勢が充分整っているとはいえません。今後も、学校施設のバリアフリー化や、個別授業の体制、保護者との相談活動などの一層の充実が求められます。

- 4) スローライフと十分な子ども期 障がいのない子どもたちも、「過度な競争社会」に適応しようとするために、発達段階において必要以上のストレス状態にみまわれます。障がいのある子どもたちは、「早く、能率的に」という今日の社会・経済活動に適応しきれない面がみられます。大人が子どもたちの失敗ややり直しを認めるとともに、特に障がいのある子どもたちに対しては、十分な子ども期を過ごし、それなりにゆったりと安定した成長を遂げるよう十分な配慮が求められます。
- 5) 障がいのある子どもたちの社会参加と意見表明権 今日、障がいのある子どもの「平等と社会参加」が極めて大切です。しばしば言われるように、「労働生産性」や言語的コミュニケーション能力などが低くても、そのことを理由に差別を受けてはなりません。障がいのある子どもたちは、「今、まさに自ら生きる存在」として広く認められなくてははいけません。もし、本人が意見表明することが困難であっても、このような意見表明権を保障し、代弁するなどの援助が必要です。障がいのある子どもたちに、多くの人との出会いが生まれるように活動的に生活すること、療育や保育、教育を受ける際に本人からの同意を得ること、また自己決定を助ける専門家の育成が望まれます。

以上でございます。

委員長 はい、それが障がいのある子どもたち、前回の会議以降増えた所もありますけれども。

事務局D 特別支援の所も併せて読んでしまってもいいでしょうか。

委員長 小中ですか。はい、お願いします。

事務局D 11ページの小学校の特別支援教育(障がいのある子どもへの支援)の所を読みます。

特別支援教育(障がいのある子どもへの支援) 札幌市特別支援教育基本計画の推進

で、一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援を行うことを目指し、「校内学びの支援委員会」の設置や、学校施設のバリアフリー化等が進められているところです。しかし、実際の学習や生活のなかでは様々なケースや状況があり、具体的な指導内容・方法において、難しさがあるのが現状です。例えば、プール学習に障がいのある子どもが参加するためには、1対1のサポートが必要となります。しかし、学校がそのための指導員を確保することは難しく、保護者が付き添うことになり、本来ならば、指導者や友人など、保護者以外の人たちとの関わりを経験することによって「自立」を身につけていくところですが、結果として、学習の場には、親子の関係しかなかったという事例もあります。今後は、子どもの成長や子どもの状況に応じた確かな支援ができるよう、保護者・関係機関・学校の三者が継続的に連携していくことが課題となっています。

次、14ページ、特別支援教育、中学校の部分ですけども、読ませていただきます。

特別支援教育（障がいのある子どもへの支援）平成15年度から、障がいのある生徒一人ひとりに応じた適切な指導や必要な支援を行うために、「校内学びの支援委員会」を中心とした支援体制を整備しています。個別の指導計画を作成し、指導内容や方法などを検討しながら日常の対応が行われています。また、校内研修会などで特別支援教育について理解を深めたり、手立ての工夫を交流したりしています。しかし、教職員間での意識の違いや保護者の理解が得られないなどの状況がみられます。委員会は組織されていても、日常業務に追われて十分に機能していないこともあります。今後は、ハード面で学校施設・設備のバリアフリー化の推進、ソフト面で一人ひとりの生徒の実態に即した個別指導の確立と体制づくり、保護者との良好な関係づくりと相談活動の充実、組織的な受け入れ態勢の整備、関係機関との連携等の課題を解決していく必要があります。

委員長 はい、ありがとうございます。障がいのある子どもたちの所と、それから特別支援教育の所、少し書き直してもらった部分がありますので、今読んでいただきました。どうでしょうか。まず11ページの小学校の特別支援教育の部分について、お気付きの点はありますか。これ、下から3行目の『結果として、学習の場には、親子の関係しかなかったという事例』というのは、これはどういうことを言っているのかな。

委員A 事務局ともこの表現については違う表現にするはずだったのですが、きっと印刷に間に合わなかったのだと思うのですけれども。でも現実的には親子が1対1で。これは修学旅行とか行事とかも同じなのですけれども、1対1でプール学習、学習を進める場面があるということですよ。周りにほかの児童もいるし、教師もいるのですけれども、そこなかなか関われないような学習になってしまうということなのですけど。

委員長 え？

委員A 答えになっていますか？

委員長 結果としての文章というのはどういうことを言いたいのかな。

委員 A 本来であれば親子ではなく、指導者とか友だちとともに学習して自立していくのだけれども、結果としてそのような学習の場をこの子は得ることができなく、親子で同じプールにいるけれども、親子で水泳の練習をして終わったというような形になるということですね。特に1対1のサポートが必要で、親が付き添いで学校に来ているお子さんについては、なかなか親子の中で学習が進んで、本来であれば自立のためには親から離れて、指導者や子どもたちと学習するのだけれども、そのような場を設定しづらいということを書いたのですけれども。

委員長 だからそうするとここはどういう風に、このままではお気持ちが伝わらないですね。

委員 A 伝わらないということですね。話し合ったのですよね。すみません。

委員長 具体的にどういう文章にしようというのかな？

事務局 D すみません。ここは『1対1のサポートが必要となります。』の所から変えさせていただくと、『しかし、学校がそのための指導員を確保することは難しく、本来ならば自立を身につけるために、指導者や友人など保護者以外の人たちとの関わりを経験することが必要であったが、そういった経験を十分に体験することができなかった』というまとめ方にさせていただきたい。ちょっと今言葉が言葉足らずだったかもしれませんが、そういう趣旨でまとめると、意味は通じますでしょうか。

委員 A ちょっと電話で打ち合わせをしていたので、お互いにきちっと文章を確認していなかったのですが、今言ってくれたのでいいかと思うんですけど。

委員長 プール学習のことをこれだけ書くわけですけども、どうですかね。これ、プール学習を1つの例に挙げておりますが、ほかの例えというのもあるんですよ。これしかないの？スキーとか。

委員 A 実はここはプール学習もスキーも宿泊学習も全部当てはまるので、最初は一般的に書いたのですが、もう少し具体的に書いた方がいいのではないかとということで、ここ書いたんですが、一般的に書き直すことはちょっと未来局さんの意図を。

事務局 D 例としてプール学習ということを書くことによって話が見えにくくなってしまふということであれば、ここでおそらく趣旨としては、学校の中では普段生活している保護者の方以外の指導者や友人たちとの関わりの中で自立を身につけていけるはずだけれども、障がいのある方のサポート体制が十分でないことで、親の付き添いが必要になってしまって、そういった提携が十分にできないことがあるという一般論的な表現でまとめてしまった方がいいでしょうか。プールというのをあえて出さないで。プールを消してしまった方がわかりやすいでしょうか？

委員長 どうですか、皆さん。考えてみると具体的はいいけども、プール、はい、どうぞ。

委員 B 特別支援教育の施策そのものが、いわゆるこれでいくと行事だとか、そういう特別な活動の時のようにも見えるのだけれども、そうではなくてすべての生活、その障がいのあるお子さんが学校生活を行う時に、その特別支援教育というものをやる場合には、やっぱり

りそれなりの支援体制、指導体制というのですか、体制が必要になってくると。でもそれが十分取れないから、親子の関係でなされてしまうのだというようなことですか？

委員A そうです。実際に通学して4階の教室に上がるまで、毎日お母さんがおんぶして行ったりとか、特別支援ということには関わらなくなるのかもしれないですけども、今おっしゃったように本来であれば学校には親が支援者とか指導者でない方が自立のためにはいいという、そういう書き方、切り口から切り込んだものです。

委員長 プール学習だけでなく、何てしますかね、これね。

委員A 一般的には保護者が学校の中に入らないで、指導者や友人と一緒に学習するのが望ましいけれども、1対1の支援が必要な場合はその人員がないので、保護者の支援に頼っている現状があるということ。それは自立にとってもマイナスになるということですね。それをより情景が浮かぶように、プール学習という風に入れたいというのが未来局さんの意図はここにあったのですけども、どちらでもいいですね。

委員長 プール学習だけではないわけだから。一般的な、サポート体制がないという記載の方がいいのではないですかね。

委員A ここを、プールを抜いて、例えば『学習において障がいのある子どもに1対1のサポートが必要な場合があります』という風に、そこを一般化してしまうと後はそのままですべて続いてよろしいのかと思いますけど。

委員長 それと『結果として、学習の場』の『学習の場』というのは学校のことを言っているの？『学習の場』というのは。

委員A そうですね。

委員長 ここの所はちょっと今の趣旨で、私が責任を持って直します。それから『例えば』からの、ここの所の書き方、『事例もあります』、ここの所をその趣旨を生かしてもうちょっと考えます。それとあとは中学校の方はよろしいでしょうか？それでですね、私は22ページの上から3行目の所に『前述のように』とこうなってますでしょ。これ、『前述』というのは前、どの、この小学校、中学校のこの個所のことを言っているんでしょ？ここの『前述のように』というのは、相当前述ですよ、これ。ね、何かもうちょっとここをわかりやすく、『前述』というと同じ、この近くの前述を探してしまうといけませんので、ここの所もちょっとページか何かでわかりやすくいたしましょうね。どうでしょうか、この障がいのある子どもたちの所、もう皆さんに何回も何回も悩んでいただいて、特別支援教育の所を何回も書き直していただいたわけなんですけれども、委員Cさん、いかがですか。こういう記載で。

委員C すいません、遅れまして。私の意見は副委員長Bに送ったのですよね。その上でこういう風になったので。私が特に言いたかったのは次のことなのですが、ちょっと待ってくださいね。さっきの小学校とも関わるのですけれども、特に小学校で言えば学級づくりをはじめ、すべての教科を担当1人で受け持つのですよね。だから担任が大変な負担を抱えざるを得ない状況になっていると。しかも介護職員などの配置がないですから、そういうことも含めての現状を書くことが大事だと。それから今の22ページの所で言うと、各学校にコー

ディネーターというのを置くようにはなっているのですよね。ただそれは今いる現職員の中で「コーディネーターですよ、あなたは」ということで指名するだけです。だから専任のコーディネーターがいるわけではないのです。だから校内でのコーディネートと、それから市教委がやっている札幌市学びの支援委員会という、そこの関わりだとか、関連する障がい児学校だとかの関わりをコーディネートとする役割を、やはり専任の人を配置できないと本当に大変だと思うのですね。だからそういう多くの課題が残っていますということは、ちょっと書いていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員長 多分、それは22ページの『前述のように』という、あとの所に今の委員Cさんの趣旨が盛り込まれているように思えますが、この程度でいいでしょうか。あとお気付きの点はございませんか。はい、どうぞ。

委員D 多分これはミスプリか、ワープロで落ちただけだと思うんですが、20ページの『乳幼期』ではなく『乳幼児期』でいいんですよね。

委員長 児が入るんですね。『乳幼児期』ですね。はい、どうぞ。

委員C 21ページの下から2行目に『約6%程度の割合で存在することが』と書いてあるのですけれども、ちょっとその言葉の使い方が気になったのですけれども。別な表現の方がいいのかなと。『6%程度』という風には文部省も言ってますから数字はいいと思うのですが、『存在する』という言い方がいいのかなと。

委員長 僕は存在するというと何か物のようで、暖かみに欠けるかもしれませんね。わかりました。『いる』でいいですよ。『いることがわかっています』と。はい、ではこの障がいのある子どもたちの所は特別支援教育の小中の所も含めて、これで上げましょう。それであと委員Aさん、さっきの所の文章を確定するので、この会議が終わったらお残りをひとつお願いいたします。それは大げさですけどね。それでは次、ここもちょっとね。委員Eさんが膨らませたいということで、『先住民族であるアイヌ民族の子どもたち』。ここが少し増えました。これは読むまでもなく、見れば一目で全体がわかりますので、ちょっと説明だけ、コメントだけ、もしあれば。

委員E 思ったほど膨らませていないのです。少し柔らかい表現にしたりとか、『アイヌ民族の子どもたち』の所で少し膨らませましたという所は、最後の3行の部分膨らませました。あとはもうちょっと細かく言うと道の調査の2段落目の所の終わりに『依然として、アイヌ民族の子どもたちが、いわれない差別やいじめの被害に遭っている実情を示していると思われまます』というコメント加えたりとか。

委員長 『いわれない差別』というの？

委員E 理由のない。

委員長 いわれのない。

委員E 『いわれのない』ですかね。『の』を入れてください。その程度です。それから5の所も『1)実態調査の必要性』に関して言うと最後の3行の所に、前回の食生活、給食の部分とかも言っていたので、『それぞれが言語、宗教、食生活、医療、地域社会、

学校などとのつながりにおいて、様々な困難を抱えていると推測されます』と。で、『実態調査が不可欠』という風につなげました。そこを加えました。それから2)の所はほとんど変えてなく、表現だけを少し変えた部分があります。あえて具体的に言うと、最後の3行の所で『日本に強制的に連れて来られるなどして』というちょっと歴史的な背景を入れた方がいいなと思ったので、そこを加えました。それから24ページにいて3)の所は、ここにも先ほどのと対応して『言語、宗教、食生活、医療云々』という所を加えたのと、『食生活については、保育所をはじめとする給食での問題もあります』ということを加えました。その程度です。で、一部、注にやったというぐらいですね。それから4)の所は、ここはほとんど多分変えない、ここは変えてないと思います。6)も変えていません。

委員長 どうでしょうか？今の4、5、6の個所ですけれども。何かお気づきになったこと、ありますか？はい、どうぞ。

委員F 単なる言葉ですけれども、2)の『民族教育の現状』の下から2行目の『祖父の代』という所は『祖父母の代』の方がいいかなという気がします。

委員長 そうですね。では、よろしいですか。え、何ですか？

委員E 見開きでもうちょっと数表を付け加えられるスペースがあるなと思って。また加えらるともめますね。

委員長 いや、何？もうだめですよ。それやってたら、もう年を越せなくなりますからね。はい、ここを確定します。はい、次は第3章、36ページをご覧ください。こここの所ですね、『障がい、民族、国籍、性別などによる差別や不利益からの権利保障』、『不利益からの権利保障』。何か変だね。『などによる差別や不利益からの権利保障』。ちょっと表題が何かすっきりしませんね。

委員E 前回はそうなっていて、順番だけを変えているのですね。

委員長 順番を変えるところまでは気がついたけど、この言葉遣い。『性別などによる差別や不利益』。差別からの権利保障とか、不利益からの権利保障という言い方はないよね。差別や不利益の解消とか何とか、ちょっと考えます。これが前は、ほかとのバランスで随分短かったということで少し。ここも委員Eさんが書いてくれたのでしたか？

委員E いや、事務方と折衷的にやり取りをして、少し修正を。

委員長 『子どもたちが、障がい、民族、国籍、性別などによる差別や不利益によって権利の侵害を受けていないか現状を認識するためにも、あらたな実態調査を行ったうえで、それぞれにかかわる民間団体などと連携し、必要な制度の整備を行っていく必要があります。子どもは、誰でもかけがえのない存在として生まれてきています。しかし、残念ながら私たちの社会には、障がい、民族、国籍、性別などを理由とする差別がなくなっています。子どもたちが、差別や不利益を受けないように、「差別されない権利」・「自立して生活する権利」・「学ぶ権利」を明記して、お互いに違いを認め合い、尊重する社会をめざす条例にしたいと思います。また、札幌市の子どもたちにとっても、日本とアジアをはじめとする世界との関係、外国籍の子どもたちのこと、世界の子どもたちの置かれた状況を学ぶ機会はとても

大切であり、今後さらにこのような学習や相互交流の機会を増やすところみが必要です』。ああ、随分長くなってしまったな、これね。『同時に、障がい、民族、国籍、性別などの理由により、子どもたちが何らかの差別的な取り扱いを受けた時に相談・対応する窓口をつくったり、教育の場で学び、体験する機会を保障するなど、様々な実効性のある仕組みを早急につくっていく必要があります』と。これ、起案したの誰？これはあなたでしょ？委員Eさんですね。

委員E この辺は私ですね。

委員長 そして『また』以降も『またさらに』。また、またと続きますな。『多様な民族が、言語・宗教・文化その他、その民族の固有性・独自性(「アイデンティティ」)をもつ権利は、国際人権(自由権)規約27条において確認され、「民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言」や子どもの権利条約29条1項C、30条などにおいても述べられています。子どもたちが、母語・母国語等を学ぶ機会、母国の歴史や文化を学ぶ機会を保障されることは、大変重要です。札幌市においては、子どもたちが母語で学べることができるよう環境を整えることが必要です』と。ややくどいような気がいたしますが。でも前は5行だったのですよね。5行はさすがにちょっと。

委員E 行きつ戻りつをしてしまったのですよね。まずちょっと表題についてですけども、差別や不利益の解消と権利の保障という風にした方がわかりやすいなと思いました。それから本文の所はいくつか、3つぐらいの柱立てで書いていたものが1回すごく短くなって、少しまた復活させたというところにちょっと難しさが出ているので、もうちょっとすっきりできるかなとは思っています。

委員長 最初に書いたのは実態調査を。

委員E 実態調査の必要性と相互の共生教育という所と、人権侵害の解消という所と、言語教育って、おそらく。あと民族教育という多分4つぐらいを項立てて書いていたと思うのですけれども、それをいったんまとめていただいて。多分これは委員長だと思うのです。違いますかね？『差別されない権利、自立して生活する権利、学ぶ権利を明記して』というこの3行はどなたかが入れてくださっていたのですよね、前回。

委員長 ここは私が前回。

委員E おそらくそうだろうと思うのですね。それはそのままに生かして、そのほかの所を入れようとしてこういう風になっている。

委員長 では、ここも、もうちょっとスリムにするぐらいのことは整理できますので、やりましょう。趣旨はこのままで。あとは、はい、どうぞ。

委員G 文言のことなんですけど、国際人権規約、これ、B規約の方ですよ。どうだろう、こういう特に公のところに載せる時どういう風にした方がいいのですか、条約。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約と違って書きますかね。何かわからないです。そのへんは一応ご検討をお願いします。

委員F 注にすればいい。注にして何番ってして、下に正式名を書けば。

委員長 本当は長いんだよね、ネーミングがね。正式のやつは注にしますか、注に。はい、そのほかお気付きの点はございますか。いいかな。じゃあ、ちょっとさっきの留保付きですけども、確定で。今度は『はじめに』の部分ですね。またこれは『はじめに』ですよ。何か『はじめに』がないと始まらないということで、書いてみたのですが。ちょっと読んでいただいて。目を通していただきましょうかね。

事務局D はじめに 私たちは、平成17年4月28日に上田市長から条例制定検討委員会の委員の委嘱を受け、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」素案策定へ向けて活動を開始しました。そして、このたび、これまでの活動を踏まえ、中間答申『子どもとともに札幌の未来を考える - 子どもの権利条例の制定へ向けての検討課題 - 』をまとめました。検討委員会の委員の構成は、子どもの問題に精通した研究者をはじめ、日々子どもと接触し、「最前線」で活動している専門家と公募の市民、そして3人の高校生の計25名からなっています。私たちは全員、条例づくりは素人ですが、活動をはじめるとあって、「子どもの意見を大切にしたい、市民の手による、札幌らしい条例づくり」をめざすことを確認しました。そこでまず、条例制定のためには「札幌の子どもたちの実像」を知る必要があるということで、7月から10月にかけて精力的に23回の懇談会と22回の出向き調査をおこない、さらに6,486名のアンケート調査を実施しました。時間的な制約があったため、十分とはいえませんが、25人全員が5班に分かれて、可能な限りの実態把握に努めました。その成果が「第2章 札幌の子どもたち」と「(別冊)子どもの気持ち、あなたの子どもの観アンケート調査結果に関する報告書」です。次に私たちは、この調査結果をもとに、11回の正副委員長・部会長会議、11回の全体委員会を開いて、札幌市がつくるべき子どもの権利条例の基本方針を徹底的に議論しました。その結果が「第3章 条例の課題」です。また、活動していく中で、市民の中に「子どもの権利条約」や条例制定へ向けての十分な理解がまだ育っていないことがわかってきました。そのため、フォーラムを開催したり、広報活動に努めましたが、十分なコンセンサスを得られたというにはほど遠い状況です。私たちも折りに触れて「子どもの権利条約」を学び「条例制定の必要性」を議論してきました。その結果が「第1章 なぜ、いま『子どもの権利条例』なのか」です。まだまだ不勉強で、もっと議論を深める必要がありますが、今後は、この中間答申をもとに、具体的な「条例」の素案づくりに着手していくこととなります。市民のみなさまには、この中間答申を「批判的」にお読みいただき、多様な観点から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。平成17年12月27日、札幌市子どもの権利条例制定検討委員会、委員長。

委員長 どうですかね？ けっこう『はじめに』って書いてみると難しいものですよ。どうぞ、忌憚のないご意見を。こんなものでいいですかね、『はじめに』ですから。あまりこれとにらめっこしていても、何が生まれるというわけでもないで。

委員G すいません。この6,486名のアンケートで、51ページの人数を足してみたんだけど足りないんですよ。51ページに『子どもの権利条例づくりのための出向き調査の経過』というのが書かれていて、対象者がいろいろ書かれていますよね。これを足してみても6,000

にはちょっと及ばないなど。

委員長 これはアンケートの数でしょ？6,000は。

事務局D いま、委員Gさんが言っていたページの方に、児童会館で取ったアンケートの結果の表記がないのでちょっと、そこを足しても今ここで最初の『はじめに』に書いてある6,486名の数字にはなりません、先月配りました別冊の方のアンケート調査につきましては、児童会館で行った調査もすべて含めて記載しておりますので、この数字を紹介しています。

委員長 6,486というのは実数としてはちゃんとあるんですよね。ただ後ろに載っかってる資料とかを。

事務局D 数えて合わないとやっぱりおかしいので、最後の方にアンケートの児童会館の数値の方も載せるようにします。

委員長 はい、わかりました。なるほど。はい、それと『はじめに』はあとでまた気がついたら、はい、どうぞ。

委員H 今、アンケートのことが出たので是非検討していただきたいと思っているのですが、前回報告書が出されて、アンケートの報告書の中に『はじめに』という言葉と、一番最後の章に『考察』が入っていたのを読みまして、アンケートの集計結果が大人も子どもも二通り、2つに分かれているということがわかったのですね。それでアンケートの集計の仕方については、検討委員会では話し合いがされてなかったのではないかと思うのですが、この集計の仕方について、1つにまとめた方が良いと私は思っているのですが、このことについてあとでいいので検討していただきたいと思うのですが、

副委員長B 「アンケート全数を足して1本にしなさい」ということだったので、出向きでアンケートを使った時と、「アンケートを記入してください」という風にしてやったのに、やり方に違いがあったので分けたということが事の最初の起こりと、もう1つは全市的に全部網羅的に出かけたのではなくて、私たちがいる特定の場所に頼んで出かけていったという、これが一般的に客観性がないというか、恣意的にやったという風に読む人は批判的に読むだろうということで、それをごっちゃにして集計することはやっぱりやめようということで分けたのですね。私の気持ちとしては同一性を持っているという、どのアンケートも同じような方向性が出ているという風に読めるので、あとから足してもいいという話にはなりやすいなという風には思いましたけども、この辺はあまりアンケートにウェイトを置いた行動ではなかったという風に、もう一度原点に戻して客観性の高いものを代表的なものとして読みましょうと。アンケートに引用する時に、どのアンケートの結果を読んでそう言っているのかということと、信憑性という疑問に答えるというちょっと専門的な判断からそのように考えたのですけど。

委員長 はい、どうぞ。

委員F 私も委員Hさんに言われるまで実は気がつかなかったのですが、前回この

配られました、綴じられている所に『はじめに』ということで文章が書かれていますが、下から3段落目の所にまた、失礼、どこでしたかな。ちょっと待ってください。すみません。私が言いたかったことは、まず最初にこのアンケートの集計ということについて話し合いをしてこなかったなということと、それから後ろの55ページの方に『アンケートの考察』ということで出ているのですけれども、考えればここの『考察』というのも、これは副委員長Bの方でされたのかと思うのですが、検討委員会としては何もまだ見てこなかったかなというのが1つ気にかかったところです。委員Hさんから言われた時に気になったのは子どもの実態ということで、子どもに触れた時のアンケートでどこの数値を取るかといった時に、児童会館で取った数値を取ると。子どものデータとしては数値は児童会館で取ったものを使うと。そういう風になったと伺ったのですけれども、児童会館でアンケートを取るといのはあとから子ども未来局の方で「少し足りないのでやりましょう」ということで付加的になされたことであって、本来検討委員会として子どもの意見を聞くというのは、懇談会や出向き調査というのが正規のものとしてあったわけですから、そこで出された子どもたちの声というか、その数値を使わないで、児童会館の方の数値を使うというのはちょっと違うのではないかなと思ったのですね。そのことを議論しないでいたということに、ちょっと疑問を感じていると、そんな気がいたします。

委員長 議論していないわけではなくて、そのアンケートの何というか、副委員長Bが言ったように信憑性というか、それは児童会館の方がいいだろうということはちょっとだけ議論はしましたよね。確かに出向き調査とか懇談会でのアンケートはかなりばらつきがあって、統一性に欠ける部分があるだろうということで、だから、2つに一応分けたので、一緒にするとまずいのではないですか、かえって。

副委員長B そういう議論の時間は確かに足りなかったと思います。皆さんの方から出された文章で、出向きでこういう声があったと。アンケートでこういう数字になっていると。ということで、皆さんの書かれた文章が先に解説の代わりになっていたもので、私が加えた分析というのはその後の作業で、それ以外の所をちょっと加えていたので、これをもう1回読み直して整理をするという、それも1つの大事な仕事だろうと思いますけれども、アンケートの数字によって私たちの答申書が構成されたわけではないという、主と従をきちっと押さえて今ここで整理したいと思っているわけです。

委員長 いいんのではないですか。

委員F いや、最初に、この検討委員会が一番最初に議論したのはアンケートの項目だとか、内容だとか、随分その所でいろんな時間を使ったのですよね。そしてそのアンケートでしっかりいいアンケートを取りましょうということで検討して、そしてもう日程的に全部決まっていた懇談会に向けて一生懸命走ってきたのですよね。懇談会もかなり頑張って、そして出向き調査もやって。その時に使ってきたアンケートの数値について、ただその後ろの方に、別冊の中にあるというのはちょっと違うかなと。

委員長 どういう風に、何が違うっていうのですか？

委員F 本来、本文を書いた時に何か「子どもの意見はこうでした」というようなことについてちょっと触れる場合は、やはり私たちが直接聞いた子どもたちの声を重視すべきではないかなと、そういう風に思うからです。私たちは懇談会をする時にも必ず『子どもの権利とは何ぞや』、『子どもの権利条約とは何ぞや』みたいなことをきちっと話をして、そして呼びかけて、それに応えてくれた子どもたちですよ。自分たちで主体的に参加してくれた子どもたちですから、その子どもたちの声を反映させるべきではないかな。それを数値として押さえていくべきではないかなと思ったのです。

委員長 だからそれはそれで資料として載るわけでしょ。

委員F いや、だから資料として載るのはいいのですが、本文の『子どもの気持ちはこうです』ということ、アンケートに触れていく時に、その使ったアンケートの数値は懇談会や出向き調査の数値ではなくて、児童会館の数値を使っているという所が違っているのではないかとっているのです。

副委員長B ちょっと整理してみますと、出向きでいろいろインタビューして、「発言してくれた子どもが言っていることが、そこに集まった子どもたちのどういった意見によってそれが成立して表明されたかということ、絶えず気にしてレポートに挙げて下さい」という風にやっていたので、その時に「集計をした上で、それを書くのですか」となった時に、「一応それはあとで確かめることにしましょう」という、そういう流れになっていたと思います。したがって文章を書く時に「出向きでこんな声があったのだけど」、「アンケートではその時にその会場にいた子どもたちがこういうことを言っていました」、「そういう文脈の上に成り立っています」とこういうようなアンケート処理で行くという約束になっていたもので、先生のおっしゃっていることはそこら辺のチェックというか、見直しを文章を書いた方たちがしていると考えて、数値について整理しましょうという提案をしています。ですから児童会館の数字だけしか使ってはいけないということを言っているわけではなくて、一般論を述べようとする時には児童会館の数値に立脚しなければバランスを欠いてしまいますと、こういうことだったのです。それで委員Fさんのおっしゃっていることで、もう一つ、先生の提案された、アンケートをつくる時に子どもの意見と、大人の意見のズレを問題にしましょうねという話があったけども、それを分析していただいたのは先生の最初の作業のところちょっと出てきただけで、実際には今回は一つ一つ並列的に子どものことは子どものこと、親の考えは親のことという風に並列して記述していますので、そのアンケートの利用の仕方、分析は再度次のものをつくり出す時、レポートで書き加えていかなければいけないことだと思っています。したがって委員Fさんの「十分検討していなかった」と言う前に、レポートを出す時にこれは数値を絶対入れておきたいと思った部分と、そういう部分がなくても出向きのインタビューの範囲で書けたものと、その2つを書かなくてはならなかったものに分かれたと思います。したがってそれに関連する所はどうしても数字を残したいということであれば、出向きでこういう意見があって、その会場ではこうだったというのは児童会館の数値でなくていいと思います。

委員長 だからけっこう委員Aさんの原稿なんかは「出向き調査では」とか、そこでの実際の子どもの声を本文に使っていますよね。でもああいう使い方で懇談会とか、出向きの成果というのは利用されているはずですので、数字として使う時には児童会館の数が数で、3,000あるでしょ。全市的でしょ。だからアンケートとしての数字の意味が我々の出向き・懇談会よりは、アンケートらしいのではないかなという、そういうことですよね。

委員D 多分、副委員長Bの言う通りなのだけれども、そのデータの使い方としては良くても、もちろんベストだったのはあれだけ練った委員Fさんの思いも、最初アンケートになったので思いもわかるので。それを札幌市全体の子どもの実態調査みたいにするのが本来が一番ベストで、それで札幌市の子どもの姿という風に使うことができれば、それは統計的にも多分よかったのだろうけれども、これ、どっちのデータを使っても、出向き調査を使っても、児童会館のを使ってもやっぱりサンプリングの偏りということはあるわけで、その時にその偏りの少なさとか、条件の時に児童会館の方が何か突飛な回答が出たとしても、これは「児童会館の子どもがこう答えた」という、ある程度サンプリングのコントロールがしやすいけれども、出向き調査の時だとその条件がどういう子だったのかでかなり、こういう条件でこうこうで来てもらった人みたいになると、質としてはデータは使えるけれども、量としては使いにくいだろうなということで、多分副委員長Bも分けられたのだろうなと思うのですね。ただそれは多分私たちみんながもう一度ここで確認して、データといっても児童会館の方のデータであっても、やっぱり実態であって児童会館に来ている子どもなんだということで、一定のサンプリングの偏りはあるという所を押さえつつ使っていくという風に、今からもう一度調査するわけにはいかないのだから押さえつつ使っていきましょうということが、一番建設的かなと思いますけどね。

委員長 今の方向性でいいのでしょうかね。本当はもうちょっと、札幌市内の小・中学校全部にやれないのかというのは話もありましたよね。あれができていれば、また別なデータだったのかもしれないけども、それはできませんでしたから。その代わりにと言っては何ですけども、児童会館のデータ、アンケートが実施されたわけでして。今、委員Dさんがおっしゃったような押さえをして、このデータというものを使ってまいりましょう。そういうことでいいですか？あれね、一緒にはならないですよ。素人が考えたって、あれを一緒にしてしまったらまずいだろうなというのは、実際に懇談会とか、特に懇談会ですよ。あの実態を見ていけば見れば見るほどわかりますので、分けた方が僕はいいと思うな。

委員H リーダー研修というのは市内、いろんな所から集まってきて研修したというものなんでしょうか？

事務局C このリーダー研修というのは子ども会のリーダーとして活動している小・中・高校生。全市内、10区です。そちらの方で活動している子どもたちというリーダーです。

委員長 いいですか。委員Hさんの質問はまだ続きますか？

委員E 言うほどそんなに整理できてなく、きちんとデータを押さえられているわけではないですけど、今日配られた意見参加シートにも正確性というのが書かれていて、『正しいデー

タをお願いします』と冒頭に書かれている関係でちょっと見直してみると、この39ページの。冒頭の部分が『気持ちの一端を』という表現でまとめてあるのですけれども、もう少し補う必要があるのかなと思いました。それだけでいいのかどうか、また違う話をしてしまっているかもしれないのだけど。だから「これだけを使うのがいいのか」という議論と、このデータを使うとして、どういうアンケートの結果だったということを、もうちょっと丁寧に書く必要があるのかなという風にも思いました。

委員長 書き直すの、これ？

委員 G 問題の整理をさせていただきたいのですが、できるのかな。39ページに『「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」が札幌市内の児童会館および青少年センターを利用する云々』とありますけれども、まず1点目は主語の問題で、検討委員会は児童会館に対してアンケート調査をしていないですね。これをやったのは未来局と。ここがまずごっちゃにされていると。未来局はあくまで参考資料としてアンケート調査を。そもそもそのアンケートというのは質問用の調査用紙でしかなかったのですから、目的外利用でアンケート調査をして、その集計を3,000出したと。それは、僕らはあくまで参考であると。僕らを使うのは出向きや懇談会で、実際に面接方式で、その漏れたところを拾った質問用紙。そのアンケートを使うことになっていたというのが7月頃、6月だったかな、の合意ですよ。そして9月にもう1回僕が話したら、そういうことだということで、あくまでも児童会館は参考であるという流れでずっと来ていたとっていたのですね。そのことが今この12月の雪が降っている、この時になって噴き出しているということかと思いつつ聞いているのですが。

委員長 これ、皆さん、そんなにご深刻に、我々しなくてはいけないの、これ。データとしてこういう限界のあるそれぞれのデータ、それぞれの数字を限定付けて利用すればいいだけの話であって。そんなに問題か、これ。

委員 I 私は委員長と同じで、そんなに問題はないと思います。実際にここにも書いてあるように一端ですから。どのやつを取っても「これが札幌市の子どもである」と言い切れない部分ですから。まだまだいろいろな部分でやらなければならないことがあると思いますので、この辺でよろしいのではないかと思います。

委員長 だから本当のアンケートというのだったら、もうちょっとやり方というのはあるんでしょ、専門的に見てね。しかし我々の限られた活動の範囲内でできた、それぞれのアンケート。これはきちんと説明をして、そのデータを使うということさえ心がけておけば。基本的にはさっき委員Dさんがおっしゃったような意識で、認識でこのデータというものを受け止めましょう。それで『はじめに』がこうなりまして、第1章4ページの所に『なぜ、条例をつくらなければならないのか』の所で、これもちょうと議論があって。前のから大きく変わったのでしたっけ？前回のものから『なぜ条例をつくらなければならないのか』の所で、これは事務局、前のから大きく変わったんでしたっけ？前回から、この部分。

事務局 D ここで変わったのはちょっと細かい所でいうと、国連の子ども委員会の勧告の所の文章を、外務省のホームページに載っている文章に置き換えました。あとその後『権利

侵害からの救済』の所で、日本政府の取り組み状況というものもちょっと紹介されたのですが、そのあたりはちょっと文章としては削除して、札幌市の取り組みを中心に書く書きぶりに変えていました。

委員長 それは具体的に言うとどこ？

事務局D 『(2) 権利侵害からの救済』の所に、『日本政府が子どもの権利条約の理念の現実化に向けて国内法の整備をやるうとしないのであれば、私たちは札幌に住む子どもたちのために』という文章でつながっていたのですけれども、そこは日本政府の対応のことを省いて、札幌市として子どもたちにとって今が大事だという話で、条例をつくっていきこうという流れに変えました。

委員長 「日本の政府がやってくれないから、やるんだ」というような書き方はちょっと消極的に後ろ向きではないかというご指摘があったので、それをやめまして、4ページ目の『日々成長・発達する子どもたちにとっては、「今」がとても大事です』のあと、「侵害があったとすれば救済されなければいけないけれども、そういう制度がない。だからつくっていくんだ」という、そういう風に変えたということです。あとは大きく変わっていませんね？

事務局D ほぼ変わってないですね。ちょっとすいません。ちょっと先に行き過ぎかもしれないですけども、今日、高校生のコラムですね。委員Mさんのがもうすでに本編に入ってます、あと30ページ、31ページに委員Jさん、委員Mさんのが入ってます、次のページに委員Nさんのが入る予定なんですけれども、ちょっと私の方で載せきれなかったものから、別紙で今日お配りしています。今ちょっと本当に仮置きのような形で、ここに3つ入っていますけれども、表題の書き方と、あと実際その書いた方のお名前を載せるか載せないかという点も含めて、今日、そこは議論いただければと思っております。

委員長 これは前、コラムにするかどうかということ議論をしたことがありましたけれども、コラムというのではなくて、やっぱり3人にこれまでの活動に関わったの意見をそのまま書いてもらおうということにして、これ独立して『条例づくりと子どもたち』というのを8にしたのですけれども、こういうやり方がいいですかね。3人の意見は3章の『条例の課題』の前に持ってくるということは、これでいいと思うのですけども。どうです、皆さん？ 表題とか。条例づくりと私たちとして1、2、3という。

委員G 『条例づくりと子どもたち』という名前ですけども、委員Nさんの今日出たのを読んでみて、これはコラムだなと。だけどその『条例づくりと子どもたち』という30ページの表題と対応しているのかと考えると、コラムはコラムのままの方がいいのではないですか。

委員長 要するにコラムで3人分のを並べる？

委員G 1章の終わりのコラム、2章の終わりのコラム、3章のと。

委員長 こういうのをコラムと言うかね。やっぱりコラムか。第1章、2章、3章のコラムとして3人のを並べますか。

委員J 一応コラムとしてお願いされて書いたので、やっぱりコラムではないのかなとは

思うのですけれども、いきなり表題でポンと出されると、何かそんなに大した文章でもない
ので。コラムとして書いたので、コラムの方がよろしいのではないかなと思うのですけども。

委員長 じゃあ掲載の仕方としては、1章、2章、3章のそれぞれの後ろに1つずつ付け
ていきましょかね。委員Mさん、それでいいかな？ではそういたしましょう。あとは私た
ちの方で字句の訂正とか、何かは行います。

事務局D 高校生のコラムの所ですけれども、お名前を掲載するか、しないか、最終的に
どのよういたしますか。高校生の3人のご意見も聞いた上でと思っております。

委員長 これはやっぱり名前を載せるべきではないでしょうか。

事務局D 3人は？

委員長 名前、いいでしょ、別にね。これは私のだっていうのがわからないといけません
よね。名前を出しましょう。この段階で多少の留保付きではありますけれども、この中間答
申案を。何でございましょうか？

委員E すごく嫌がっているのはわかるのですけれども、ちょっとアンケートに戻りたい
のですけど。ちょっと確認も含めてです。前回配られた17年10月の子どもの気持ちアンケー
ト調査結果に関する報告書というのは、この中間答申とは別個に、合冊するか、別冊かわか
らないけれども、これはこのまま生かされるという風に聞いていいのでしょうか。

委員長 生かされるというのは？

委員E このまま一緒になるかどうか。別冊にしてそのまま生かすという形なんですね。
そうするとやっぱり関係性だけでも、どこかに少し触れておいたらいいのではないかとまた
戻ってしまっていて。

委員長 関係性？

委員E ええ。この付録の部分のアンケートと、こちらのアンケートを分けている意味づ
けというか、説明が若干必要なのではないかなと思ったのですけれど。ちょっと混乱しそ
うな気がしました。

委員長 この付録の部分のアンケートというのは、こういうアンケートですよ。それと
は別に別冊が付くと。あれ、別冊の中には。

副委員長B 今の説明書きを付けておくということはその通りだと思うのですけれども、
あくまでもこの付録、答申案における付録の数字というのは、アンケートの数字ばかりでは
なくてほかの統計書の数字も入っているので、ここの所でなぜそれを取り上げたのかとい
う話ではなくて、別冊の方でしっかりと、ここの付録にこういうものを載せたということは明
記しておくということが必要だと思います。

委員長 それは別冊の方の説明書きを詳しくするということですね。じゃあそういたしま
しょう。はい、どうぞ。

委員F この別冊の方を、もうこの後手を付けて分析するとかそういう機会は持たないの
ですか。これで終わりでしょうか。

委員長 今のところ、そういう予定はありません。

委員F それでは言うておきますので。今できないことであればできないで仕方がないんですけれども、集計を小学生と中学生以上でやっているのです。実は中学生と高校生の年齢とではだいぶ違うのではないかなと僕は思っていたのです。1回目の原稿を書いた時に、アンケートをけっこう自分なりに丁寧読んで、小学生から中学生になる時の変化と、中学生から高校生になる時の変化というのについてデータを取って、そして記述したのです。そういうことは、今回はそういう原稿にはしないということだったので、それでその原稿はボツになったのですけど。この先できあがった集計が、これで終わりということが残ってしまうのであれば、できれば僕はやっぱり中学生と高校生の年齢は分けて集計した方がよかったです。可能であればそうしていただきたいなと。そういうことだけです。

委員D 私は自己矛盾なようで申し訳ないんですが、横で話していて、さっきの委員Hさんの気持ちというか、つかかる所がわかって、児童会館の中でも児童会館だけで取ったデータだったら、私もイメージしていたのですけど、それにリーダー研修も入っているのですよね。そのところ、やっぱりリーダー研修に入っている人はただ児童会館に集まっている子どもと少し違うかなというので、もしもこれが分析までしなくてもいいので、もう1度データ集みたいな形でも残す時に、委員Fさんがおっしゃったように中学生と高校生で分けるのであれば、児童会館に集まった子どもということでしたら、そのリーダー研修のこの8.8%、14.7%だからそんなに影響しないかもしれないけれど、かえってその子たちを除いて本当に児童会館に来てた子ども29.9と、中学生だったら766の子どもだけで分けた方がよりバイアスが少ないのかなと思って。そのデータだけを並べるのは難しいですかね。

事務局D 一応リーダー研修が一緒になっていること理由として、アンケートを取った方法として、アンケートを置いておいて「書いて下さい」というやり方と、懇談会のように来ていただいた方に説明しながら、実際お話を進めながら取ったという、取り方の違いに一応着目して、そういう取り扱いを分けているという面もあるというのを、ちょっと説明として加えさせていただきます。あと今お話しされていたデータのこれからのやり方については、ご議論の結果だと思うのですけれども。

事務局C それとすいません。小中高生という風に分けるというお話なんですけども、確かに小学生は小学生でいいのですけれども、中高生は一体で取っていますので、同じ様式を使っています。現実的には中高生を分けるのはちょっと今、その時点からでも難しいです。

委員E リーダー研修という言葉だけだとちょっと私もすぐわからなかったもので、少し39ページの所に補足していただけたらありがたいなと思いました。簡単でけっこうなので、一言。中間答申案の39ページのそこに少し説明を加えていただきたいと思いました。それと別な話で恐縮なんですけれども、アンケートついでに、今日取り扱い注意ということなので、委員の方にしかお配りいただいていない、12月10日実施の国際スクールアンケートの回答というのが刷り物としては配布されています。これはアンケートを取る時に

「生資料としては公には出しません」ということをアンケート用紙に書いて、書いていただいたもので。しかもアンケート項目も、地域部会で独自につくって、出して書いていただいたということでけっこう自由記載欄が充実していたので、英語は少し訳したりとか、私の理解で訳してしまったので、誤訳がもしかしたらあるかもしれないですけども、でもかなりストレートでいい意見も多くて参考にしてほしいという思いもあって、今日配布したのです。これはこのままアンケートの一部としてプリントできないものですから、戻りますけれど、さっき『外国籍の子どもたちの現状』の所にちょっとだけ加えることをお許し下さい。少し抽象化して趣旨を一部、中間答申案の24ページのおそらく(3)という所にギリギリ間に合ったので若干生かしたいなと思っています。スペースが許す範囲で。

委員長 何をお書きになるのですか？

副委員長B 引用するということですね。こういう資料があるけれども、別冊には印刷されていないけれども、独自に調査していると。

委員E そうではなくて、それは実は24ページの注36の所に。気が付く人は気が付いてくれということで、インターナショナルスクールでのアンケート調査結果という風に1行は入れているのですが、具体的な例としてはあまり書けなくて、この『外人と呼ばれるなどいじめられた経験がある』ぐらいに止めたのですが、もう少しこの中で抜粋して、かつ今まではない形で生かしたい所がいくつかあるので、若干入れさせていただきたいなと思っております。

副委員長B いいですか、意見。いや、これは最初に約束していたやり方そのものですか、いいのではないのでしょうか。

委員F すいません。先ほどの話に戻っていいですか。どうして中学生と高校生をデータでは集計が分けられないとかっていう、その意味がよくわからなかったんですけど。同じアンケートを取っていますけれども、自分の所属といいますか、それを書く欄があったと思うのですね。ですから34ページ。生のデータがちゃんと残っていれば、そんなに難しく。34ページでも中学生以上とか、高校生が24%とかという風に。中学生が74.2%、高校生が24%と出ていますから。今年のうちに間に合わないということであれば、それは仕方ないかなと思うのですけど。そういう意味なのですか。どうなんですか。

委員D 技術的には可能なんですね。であれば、私、やっぱりこれだけ児童会館を市内広く取っているし、私が前に次世代育成の時のデータを今回も使ったように、これがこの別冊とした時に、今ここの中間答申なり条例では使わなくても、また何かの時にこの時に使った児童会館のあれをという、児童会館の子どもの中学生、高校生の使い方みたいなどで、何かの時に引用される時にやはりきっちり、考察はいらないので、データとしてはきれいに残した方が。せっかくこれだけの数なので、札幌市のためにもいいのかなと思うんですけどね。

委員長 委員Fさんが言っているのは高校生と中学生を分けることをする目的は何なの？

委員F 本来であれば僕はこのアンケートをきっちりと分析したいと思っていたのです。

副委員長 B の方で55ページ以降で検討されて記載されていますけれども、本来はそれを検討委員会でやるべきだと思っているのです。ただ時間がないですからね。今それをしろと言っているわけではないです。ただ分析するためには、データを分けておかないとできないだろうなと思ったので、可能であれば是非データを分けてもらいたいという風に。データを分けて集計してもらいたいという風に言ったのです。

委員長 それは誰が分析するの？これから先、そんな分析するような余裕はもうないよ。

委員 F 先ほどの副委員長 B のお話とはちょっと違うと思うんですけど。

委員長 何が？

委員 F 今の委員長の見解は。

委員長 何が違うって？

副委員長 B それについては提案したいということです。

委員長 分析って、委員会でどんな分析をこれから先していくのですか？

委員 F 中間答申に向けてという意味ではないですよ。

委員長 アンケートの分析？

委員 E まさにその今後のスケジュールとの関係もきっと、その中でも議論した方がいいと思うんですけども、きっと条例案とか最終答申という中ではもう少しきちんとした分析があった方が私もいいとは思っています。それをどういう風にタイムスケジュールに載せてやるかということころは、せっかくこれだけの実態調査をしていることを生かす方向では考えてほしいと思うのです。

委員長 誰がどの段階で分析するの。

委員 E 議論しましょうよ。次のタイムスケジュール。

委員長 ここまで来て、そんなこと言うか。本当にもう。ただ委員 D さんがおっしゃったようにせっかくのデータですから、きちんとした数値として残しておく必要は大事だと思いますので、中間答申に間に合わなくても、それは事務局、可能ですかね？そういうのはね。

事務局 D アンケートだけを分析する作業を続けていくということ。

委員長 いや、今、中高分けてね。

事務局 B 中高分けてということですよ。時間的な制約がありますから、今すぐはできませんけれども、今先生がおっしゃったように児童会館とその他のもの、それから中高校生を分けたもの。ちょっと時間がかかりますけれども、あとで分けますから。

委員長 そういうことでいいですか、委員 F さん？数字として、データとしてはそういう風に整理をするということで。さてそうすると、あとは。

事務局 B 別冊としてはとりあえず中間報告を出さないとだめなので、これでよろしいですよ。

委員長 中間報告の段階ではこれでいきます。多少の留保付きではありますけれども、中間答申をこれで確定して、あとはちょっと字句の訂正は我々の方で行います。それでやっと中間答申までが終わりました。あとですね、今度は来年度のスケジュールをいよいよ。

事務局D ちょっと休憩を。

委員長 18年度のスケジュールでございますので、その前に10分ぐらい休憩いたしましうか。

10分休憩

委員長 はい、それでは始めましょうか。次はですね、いよいよ中間答申のこれを元に最終答申をつくらなければいけないわけでございます。それで今日ですね、最終答申のイメージですよ、あくまでもね。とあって、ここに川崎の時の骨子案というのがあると思うのですが、何かこういうものらしいんですね。我々に求められているのは、こういうものを最終答申として作り、これを見ると、そのまま条文になる1歩手前の状態までつくられているわけですが、こういうのを我々つくらなければいけないようでございます。それで年明けから最終答申案、骨子案をつくるまでの大まかなスケジュールを、事務局の方から今ご説明していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局B それではお手元にお配りいたしました、A3版のカラーの3枚ものの印刷物をご覧下さい。似たような図が3枚いってございますけれども、これは実は4月当初に皆さんにお示したスケジュールの中で、パブリックコメントというのが入っているのですが、1枚目の紙ですと6月の所にパブリックコメントというのが入ってございますが、パブリックコメントというのは条例や計画をつくる時に、札幌市の要綱で決められた方法で、市民意見を募集して、それを政策決定手続に生かす、そういう決まった手続です。公開する資料の種類ですとか、それから案を閲覧できる場所ですとか、そういうものが全部決められている様式です。4月に、皆さまにスケジュール表をお渡しした時に、お渡しした予定の中では6月ということで、一番上のA案のような感じのスケジュールで、皆さんにご説明しておりました。今回具体的にいろいろ詳しく調べてみたのですが、その中でこのA案のように6月にパブリックコメントを実施した場合に、だいたいパブリックコメントの実施期間は1カ月なんですね。6月1カ月間をパブリックコメントにかけて、市民の方のご意見をいただきます。そのあと市民の方から出たご意見に対して、7月にそれに対する回答をつくって、それを公表して、さらにそのご意見を生かしながら、さらにこれをちょっと変えて、場合によっては変更したりしながら最終答申をつくっていくという形になります。この場合、実はパブリックコメントにかける時の条例骨子案というのが、5月の所で最終的にできますけれども、これとそれから市民の方からいただいた意見を元に、その骨子案をちょっと内容を修正したりして、最終答申案を完成させるわけですが、その段階で内容が大きく変わると、実は答申案をいただいた後に札幌市で、条例案をつくった時にもう一度パブリックコメントをかけるいとだめという形になるのです。それが2枚目をめくっていただきまして、B案になります。またパブリックコメントをかけるために、やや2カ月ぐらいかかりますので、検討委員会の方でかけるパブリックコメントというのは、5月ぐらいにかけなければいけないことになる

のです。そうなりますと条例骨子案を4月までにつくっていただかなくてはいけないという、そういう日程になるのです。で、実際はそれはちょっと現実的には不可能な形になります。それでもう1枚めくっていただいて、C案をご覧いただきたいんですが、実際はパブリックコメントというのは本来は札幌市がやるのが原則です。ただ場合によっては、審議会でやったパブリックコメントを札幌市がやったものとして、みなしてもいいという場合もあるという、ほとんど変わらない場合はいいという風になっているんですが、先ほど言いましたようにB案では非常に日程的に、現実的には難しいものですから、そういたしますとパブリックコメントは最終答申案をいただきまして、札幌市が実施するということにいたしますと最終答申を6月にいただくという形にすると、だいたい5月までは実質審議をしていただけないという形になります。それでやはり現実的に考えてみますとC案でないとなかなか難しいのではないかと、これから1月から実質審議に入るのですが、中間答申でもそうですが、やはり日程的にはきつい日程になっておりますので、まずこのC案でいくという形によろしいのかを、まずお話ししていただきたいと思うのでございます。

委員長 どうでしょうか、今の説明でおわかりいただけたでしょうか。はっきりしているのはB案ではたまらないということは間違いありません。4月末でつくり上げろというのは、できるだけ時間が、ただでさえ少ないのですから、時間があつた方がいいと思うので、一番審議の時間が取れるのがC案だという、そんなところになりましようかね。ちょっと皆さん、ご意見をお願いします。

事務局B 骨子案として5月までに条例骨子案として出したものを、形が、内容がかなり変わるという形になりますと、札幌市の方でもう1回やらなければならなくなるのです。だからそのための時間を最初から取っておかないといけなくなるので、そうなりますとやはり7月に札幌市が行うパブリックコメントを入れますと、検討委員会の中でパブリックコメントを行っていただく形になると1カ月ぐらひは検討期間が短くなるという形でございます。最終的にはパブリックコメントは札幌市が行うということであれば、検討委員会がパブリックコメントを行うということは必ずしも必要はないですね。それでC案でも可能ということでございます。

委員長 これはA案の所の条例骨子案と最終答申、分けられていますよね。それでC案ですとこれは最終答申、骨子案と最終答申案は。

事務局B すみません、同じです。C案でいう最終答申というのは骨子案です。検討委員会がつくる骨子案というのが最終答申案です。それでA案の場合はパブリックコメントにかける場合に、検討委員会でこういう条例骨子案だというのをつくります。それを市民に公開しましてご意見をいただきます。そのご意見をいただいた結果、条例骨子案に手直しを加えるということになります。そのためには最終答申というのは5月につくった条例骨子案と変わってまいりますよね。そうすると最終答申案が5月の方と違う形になりますけれど、その場合には札幌市でもう一度、答申案をいただいた後にパブリックコメントをしないとダメだということが考えられるということです。

委員長 要するにC案でいくと、我々の骨子案に対するパブリックコメントをすることなく、最終答申案をつくるわけですよ。

事務局B そうということです。

委員長 A案はパブリックコメントを経て最終答申案をつくるということでしょうか。これはね、やはりAでいければAの方がいいですかね。どうですか、ご意見を。

委員F すみません。パブリックコメントを取った後に、直さないということはありませんかと思うのですが、どの程度の変化というか、変えなければならないという判断ですね。そういうのをもうちょっと言っていたら、わかりやすいのですが。

事務局B 現実には大変難しい問題です。今までこういうことって、過去にあまり例がないのです。ですからパブリックコメントで最終答申案になったものが、どの程度をもって非常に大きく変わったか非常に難しい判断になりますね。

委員D もしもA案でいくとしたら、パブリックコメントを経て最終的な、もう一度札幌市でしなければならぬかどうかという時は、何割程度なら変えなくていいのか。

事務局B その判断は客観的に何割だとか、そういう具体的な基準があるわけじゃないですね。ですから実際にやってみてその段階で、それがかなり大きな変化と考えるのか、小さな変化と考えるのかと判断するしかない。

委員長 それは誰が判断するのですか。我々が判断するのですか。

事務局B それは札幌市です。最終答申をいただいた後に札幌市内部で検討して、それに基づいて条例原案が、最初に条例として示させていただいたものと変わっているか、変わっていないか判断させていただくことにもなります。

副委員長A C案で7月にパブリックコメントを実施して、もしここである程度変更が生じた場合に、B案にいったら、またパブリックコメントを1カ月持たなければならぬわけですよ。そしたらC案にいった時にまた同じように1カ月持たないといけないとなると、この9月の議会に間に合わないということが起きないのですか。

事務局B 起きます。A案は、もし全然同じということであれば、8月にパブリックコメントをやらなくて済みます。やらないとすれば、このA案で間に合います。

委員E 今の関連で、最初から市だけがパブリックコメントをする場合に、つまりパブリックコメントを踏まえて大幅変更があった場合は、どういう風になるんですか。

副委員長A もう1回さらに延ばさないといけないということになりますよね。C案でいって7月にパブリックコメントをしたと。そこで変更ができなかった...

事務局B その場合は、それで終わりです。同じ実施主体がやる場合は1回でいいんです。ただ検討委員会と札幌市がやる実施主体が異なりますよね。その場合には。

委員E C案でやった時にパブリックコメントで大幅変更が出てきた時は法的なというのですか、手続的には新たにパブリックコメントを取る必要はないだろうけれども、でも実質的にはそこで議論を本当はしなくてはならないという問題が出てきて、その場合はどうなるのだろうと。逆に手続がないだけに不安になるのですが。それで大幅修正して、そのま

ま議会で揉んでもらうしかないというものになってしまうわけですかね。

事務局B そうですね。市民の意見を議会で議論していただくという形になりますね。

委員長 これ、最終を出してしまったら、我々の手を離れてしまうわけですよ。それでパブリックコメントがあって、いろいろあって、議論があって。その議論には我々は関与できないから、どんな条例になって出てくるかというのは恐ろしいですね。我々がすばらしい素案をつかって出すでしょ。そしたらパブリックコメントがありましたって言って、それに基づいて札幌市がガラッと変わった条例案が出てきたら困りますね。

委員F 僕はやっぱりそうやって考えると、なるべく僕たちが頑張ってパブリックコメントを受けて、何とかいい案をつくった方が責任を果たすということになるのではないかなと思うので、A案の方がいいのではないかなと考えます。

事務局B いやA案で実施するとしますよね。そして条例骨子案が出て、パブリックコメントをかけて、もしその内容的にある程度変わってきますと、札幌市ではパブリックコメントを実施せざるを得ないのです。これは必ず実施しなくてはいけないのです。だから変わった場合にA案ではいけないのです、札幌市は、必ずB案でやらなくてはいけなくなるのです。変わった場合には。

委員長 だからそれだったら最終答申案はそういうことの内容にすればいい。

事務局B ですからそのことを考えて、最初からスケジュールを組ませていただかなくてはいけないということです。それでそのことを考えると、検討委員会でやるパブリックコメントを5月にやっていたかかないと間に合わないということになるんですが、もう1つは同じ内容のパブリックコメントを2回市民にかけるのは、ちょっと誤解を招くと言いますかね。「同じ内容を何で2回もやるんだ」というようなこともあるものですから、普通パブリックコメントを2回もやるというようなことはないです。ですからやるとすればどちらか1回なんですが、内容が変更してくるという可能性も考えますと、やはり最終答申をいただいてから札幌市がやるという事にしておく方が安全でございます。

委員長 ただ、僕が心配するのは、我々が札幌市子どもの権利条例って、こう出すでしょ。そしてパブリックコメントを取ったら、「いや、あの権利というのはけしからん」という声がたくさんあって、そして我々の手を離れてしまって、条例が出てきてみたらね、それこそ『子どもの権利』の『権利』の2文字が消えていてということだってあるわけでしょ。そうなるとやっぱり我々の段階でパブリックコメントを踏まえて、最終答申をつくった方がいいね。我々の手から離れてしまってパブリックコメントで「変えます」と言われたら、嫌だよ。ね。というような気持ちは、皆さん、あるのではないかな、やっぱり。

委員G ちょっと地に着いた話をしたいなと思って。その前提として川崎市のを、僕らはモデルとしてつくっていると思うのですが、川崎市の場合、読んだのですが、パブリックコメントを確かやっていなかったですよ。川崎市の場合、市民サロンからいろいろ「こういう意見があった」とか、そういう過程でいろいろあったと思うのですが、そのほかの多治見とか、小杉というのはどうだったのでしょうかね。

事務局 A まず川崎においてはパブリックコメントというのはございませんでした。札幌市におきましてもパブリックコメントの歴史が浅くて、最近になってきっちり市民の方のご意見を伺って、そしてその意見にはきっちり答えていくと。そして守る所はこうやって守って、最終的に確認をしているのです。それで先ほどの説明の中で2回行うということが、1つは市民の方の混乱を招く可能性もこうやってあるということがあります。それと全体的に終わりが決まっている中で、スケジュールが大変厳しくなっているのですけど。札幌市といたしましては、基本はパブリックコメントでは札幌市が責任を持って行うけれども、検討委員会の最終答申につきましては基本的に最大限尊重して、その上で条例の案を策定して、そしてそれをパブリックコメントにかけていくということで、その役割はそれぞれ私どももきっちり持っておりますので、そういったことを含めて総合的にこの検討委員会の中で、どっちがいいんだろうかということを議論していただければと思います。

委員 G 札幌市に限定しています。最近いろんな条例が、タバコのポイ捨て条例とかがつくられたと思うのですが、あれはパブリックコメントをかけられたのですか？

事務局 B 一番これに似ているものが自治基本条例というのを今やっておりますけれども、あれはやはりC案でやっています。最終答申をいただいた後に、札幌市がパブリックコメントにかけるという形でやります。

委員 G あれは7月に中間答申で、最終が12月13日。今がパブリックコメント最中？これから最終答申をなされる？

事務局 B 最終答申をいただいた後に、それを札幌市がパブリックコメントにかけるという手続になります。

委員 G 確かに自治基本条例と似ているのですが、それ以外でパブリックコメントにかけられた条例というのは何かないのですか？

事務局 B パブリックコメントにかけられた条例はものすごくたくさんありますよ。例えばタバコのポイ捨て条例ですとか、ただ審議会をやって、それから条例にするという、全部が全部、審議会をやってかけるものばかりではございませんので。ちょっと全部調べていませんけれども、このような形でやっているのは市民自治と、うちぐらいかもしれません。

委員 G はい、わかりました。

委員 E C案でいく場合にやっぱりちょっと気になるのが、パブリックコメントを受けて議案に提出するまでには、もう検討委員会としてはそのパブリックコメントの結果報告を受ける、受け身になって、特に検討委員会として何か再度それについて補充説明をしたりとか、原案にさらに反映させるような意見を言うような場というのか、そういう権限というのはなくなるのですよね？なくなるのかどうかということですね。

委員長 なくなるのです。

委員 E ねえ、なくなるのですよね。最終答申。

委員長 6月に手交式があるから、それで切れてしまう。

委員 E ここで切れて、あとは報告を受けるだけという。

事務局 B 一応それで C 案の所を見ていただきたいのですが、6 月にまず最終答申を受けまして、それから条例原案に直します。その条例原案を直した時に、検討委員会の皆さまに 1 回報告をしようと思っているのです。それが事務局から条例原案の報告という所です。それでパブリックコメントを 7 月に実施して、そしてそれをある程度手直しします。その結果、さらにもう一度 8 月の中旬ぐらいかに事務局がもう 1 回パブリックコメントの結果こういう風になりましたということ報告申し上げようかなという風にと、ここに書いてあります。

委員 E そこはわかりました。わかって言ったつもりですけども、その報告を受けた時に検討委員会として何かその口出しなり、意見なりはできない立場なのでしょうか？

事務局 B 一応任期といたしましては、6 月に市長に最終答申を手渡していただく所までが任期という形になります。

副委員長 B ちょっと教えていただきたいのは市民意見募集というものをピンクで横に塗ってあるのですけれども、パブリックコメントをする人は公表されるのでしょうか。どなたがするかということは。

事務局 B パブリックコメントを受けまして、その結果は回答をつくりまして、それをホームページで公開していく形になります。

副委員長 B 市民の意見募集というのはパブリックコメントとはみなされていないわけですか。

事務局 B そうです。それはパブリックコメントという手続ではございません。

委員長 パブリックコメントの手続はとにかくやらなければいけないわけですよ。ではこれは 1 回と。2 回やることもないだろうと。だからそれは 1 回はそれでかまわないと思うのですけれど、どうしますかね、皆さん。

委員 G 不満を言われぬ条例案をつくれればいい。

副委員長 B そうです。内容なんです、問題は。

委員長 だから 1 回で終わらせるためには。ただ A 案でも 1 回で終わらせようという時には最終の。要するに骨子案と最終答申案が大きく変わらなければいけないわけでしょ？それで最終答申案をつくるのが我々なわけでしょ。いいものをつくれればいいわけですから。

委員 C 質問ですが、パブリックコメントというのは具体的にはどんな風に意見を集約して、その集約はどんな風に反映されるようになっているのか、もう少し具体的に説明いただけます？

事務局 B まず条例案と資料をまず最初に公表いたします。これをホームページですとか、区役所だとかまちづくりセンターなどで条例案と、それに付随する資料を閲覧できる形にいたします。その意見募集期間も 30 日以上と要綱で決められておりまして、意見の募集の仕方も郵送と F A X、電子メールなどを使うと決められております。そして寄せられた意見をもとに、それで施策決定をするという形になっております。それと同時に寄せられた意見に対して考え方、回答をホームページ等で公表するという形の手続が定められております。

委員C その意見に回答するのは誰が回答するんですか？

事務局B パブリックコメントの実施者です。ですから検討委員会がやる場合には検討委員会で回答を考えていただくこととなりますね。札幌市がやる場合は札幌市が考える形になりますね。

委員長 我々がパブリックコメントにかけるか、札幌市がかけるか。AかCなのですね。

事務局B 要するにもし検討委員会がパブリックコメントを実施するという形になりますと、札幌市もパブリックコメントを実施するという期間をいただかなくてはならなくなるのですよね。だから実際にはB案かC案かという形になるのです。

委員長 BかC。

事務局B ええ。札幌市がパブリックコメントをかける期間をいただかなくてはいけなくなるのですね。7月、8月の期間に。ですからその分が前にちょっと。検討委員会の検討期間が前に押してくる形になるんですね。

委員F 今の事務局の話聞いてみると、Aというのは実はないかのように聞こえるんですけど、選択肢として。紙としてはあるけれど。今の話だと実はAは存在しないというように聞こえてしまうのですけど。考え方、聞き方、間違えてますか？

事務局B 実質上はそういうことに近いと思いますが。

事務局D 一番最初にここから変える必要があったということで、今ご説明したのです。

委員F そうですよ。僕もこの案が最初だったと思ってずっといたものですから。つまり僕たちが一生懸命頑張って責任を持って、パブリックコメントをやったとしても、札幌市は札幌市としてパブリックコメントをかけなければならないということになるわけですか？

事務局B まったく検討委員会がつくった骨子案と同じものだという形であれば、札幌市がいただいた後にやらなくてもかまわないのですが、実際には変化する可能性もございますよね。意見、パブリックコメント、市民意見を聞いたあとに。そうなった場合に札幌市がパブリックコメントを実施するだけの期間を、あらかじめ期間としていただかなくてはいけないということですね。それで7月、8月にその期間をいただくとすれば、検討委員会で最終答申をいただく期間、検討期間が前倒しになっていくという形です。

委員F 札幌市としてやっぱり大きく変わったと判断するなら、もし大きく変えなければならぬと判断するならば、やっぱりパブリックコメントが札幌市としては必要だと。だけでもまあまあこの程度であればいいだろうという場合であれば、札幌市としてはしなくてもいいんだけど、一応の日程的なものは確保しておきたいというお話ですね。

事務局B そうです。

委員F はい、わかりました。

委員長 そしたらAはないとすれば、Bのような形でのパブリックコメントを、市のやるやつを予定としてとにかく取らなくてはいけないというのだったら、BかCしかないわけね。

委員D すいません、これ、B案なんですけど、パブリックコメントを4月21日から取って

いるんですが、パブリックコメントはせめて5月1日から5月30日で、10日間ほど下にずらすというのは無理でしょうか。

事務局B その程度の変更は可能かと思えますけども。

事務局D 回答をつくる時間が非常に短くなってしまうので。

委員長 そうすると4月末までに骨子案をつくって、5月にパブリックコメントにかけて、それに基づいて我々が最終答申案を6月につくって渡すと。それで市が独自にパブリックコメントをやるかどうかは、その変わり具合によってということなのですね。Aがダメなら、Bしかない。それで4月いっぱいまで骨子案をつくるということだよな。「じゃあBでいこうや」ってやってみて、もうちょっと1カ月ほしいなといって途中からCに変えようというようなことはだめなのね。

事務局B 現実にはちょっと難しいと思えますけど。

委員K 幼稚園会でも、この前パブリックコメントを取った事例があるんですけども、パブリックコメントについてはけっこういろいろな意見も出ますし、それに4月いっぱいかかってそれをつくればいいんだということではなくて、パブリックコメントを出すための準備というのも必要なわけですよ。それを考えた時に、私たちは4月の中ぐらいいまでに、それが全部できるのかどうかということになるのではないかなと思うのです。私の仕事の仕方から言ったら無理です。というのは月2回の中で、本当にできるのかどうかというのがまず心配なことと、パブリックコメントに要する神経というのは本当に大変なものだと思うのです。私たちはたまたま公立幼稚園1区1園の問題で、相当な意見を交わしましてパブリックコメントも随分出てきたのです。そんな中で私たちがそれに対して、全部集約して答えを出していくということは、非常な時間がかかると思います、まず。それを今までずっと一緒に立てて下さった人たちが見て、私たち、変わったのは文言だけです、はっきり言って。どんなに意見が出て、文言が変わっただけでした。どう解釈されてもいいようにみたいな、極端な意見でなくなったというだけの文言の変え方でした。そういうところだったら市の方をお願いしてやっていただく。けどもどういうものが出て、どういう風に回答していきたいということを、私たちは知りたいと思っております。

委員長 そうすると委員Kのご意見というのは、Cでいく以外ないのではないかとということですね。

委員B 大変さというのは今のお話を聞いてよくわかったのですが、すごくいろんな意見が出るということであって、それをまとめようと思ったら抽象的というか、どうでもいいような言葉になってしまうというのを聞いたら、何かなおさら不安というか、我々が責任を持った形で終われるのかなというあたりでは、やっぱりBの方がいいかなと思います。

委員E 少しパブリックコメントの話からちょっと離れる部分もあるのですが、一方で子ども委員会の流れが書いてあって、委員会としては一応これだと。いずれでも7月ぐらいにある程度意見をまとめるという、そういう位置づけですよ、きっとね。その辺と最終答申との関係なんかも気になりつつ、ちょっと期限設定をどうしたらいいのかなと思っていて、

ちょっと自分としてはB案がいいと思っているのですが、スケジュール的に非常にタイトなのが、それだけが気になります。

委員A 質問なんですけども、よくわからないのですが、札幌市は最終的にパブリックコメントを実施する必要があるというのはよくわかったのです。その中でC案でいきますと、実際に最終答申を考えて完成させるのが検討委員会で行う作業が中心だと思うのですね。そこに事務局さんも入ってこられると思うのですが、実際につくったものがそのパブリックコメントの回答に参加しないというのは、これもちょっと矛盾点があると思うのですけれども、この札幌市が行うパブリックコメント、その回答議案書の作成に委員長、副委員長が参加するという事は可能なんですか。

事務局B パブリックコメントを札幌市が実施するという事になれば、札幌市がやっぱり回答をつくるという形になりますね。

委員A では、まったく検討委員会からは離れてしまうということになるのですね。

事務局B 原則的にはそういうことになりますね。

委員A わかりました。

副委員長A 中間答申でなくて、一応最終答申の骨子が出ますよね。、そこでパブリックコメントをかけていって、それでいろいろ検討していきだろと思うのですけれども、最終骨子から大きく離れたような変更ということは、あり得ないですよ。それでない我々が何のためにこれだけかけてやって来たかという意味がなくなるわけで、だから骨子を大きく外れるような変更ということ、そういう条例をつくるということ、それはあり得ないだろうということ、私にはC案でいいんじゃないかと。行政が責任を持ってやっぱり、それは我々の中間答申なり、最終答申を尊重した形の中で、そこを弱めることのないような形の中で責任を持って、それは条例を制定していく、パブリックコメントに対して答えていくということ、それはすべきではないのかと思うのだけでも。そのへん、どうですか？

事務局B C案の所で下から2段目の所に、市役所内全庁会議という所がございますよね。これは1月になったら庁内で、子どもの権利条例に関する庁内会議を立ち上げようと思っているのです。これは検討委員会の議論と並行して、その条例を実際に実効性のあるものにするために、庁内の課題や何か意見をこちらの方でも、事務局の方でも聞こうと思っているんです。そういうご意見や課題や何かの情報提供を検討委員会の方に随時お知らせいたしまして、そのへんの摺り合わせと言いますか、そういうものも行いながら検討していただきたいなと思っております。ですからそういう検討を踏まえた上で、最終答申ができるということであれば、最終答申案を踏まえた札幌市の条例案というものは十分その最終答申案を尊重した条例案になると思います。

委員長 こういうのは多数決でどうこうというものでもないですが、どっちかに決めなければいけないんですよ。

委員C どっちもちょっと困るのですけど。特に日程的には非常にB案では厳しいと思うのですが、さっき副委員長Aが言ったように私たちが努力したことを最大限尊重してもらい

たいと思うが、その保障もあるわけではないですよ。いろんな状況があって、きっと難しさがこれから多分出てくると思うのですよね。だから私たちが苦労してつくったものが市民からのパブリックコメントを経て、それに十分応えて、時間的には厳しいけれど応えて、その上でもう一度検討する時間を私たちがつくって、その上で市に最大限努力したことを実現してもらうように努力してもらう以外ないと思うのですよね。だから最初から市にという風には、私は反対です。だからB案がいいと思います。

委員E 関連で、子ども委員会の位置づけについても1つ気になっていて、委員会である程度7月にまとめるとすると、これが何か宙に浮いてしまうような感じがするのですよね。本来であればこれを受けて、最終答申、条例骨子案という風になってほしいと思うのです。ただこれもまたスケジュールがタイトでどうしたらいいのだろうという感じでいますね。市と検討委員会と一緒にパブリックコメントを取るなんていうことは無理でしょうかね、システムの。確かに例はないんだろうし、形も変えようとは思いますが、何らかの関与の仕組みが保障されないと、やっぱり結論から言うと私もB案にならざるを得なくて、そうすると非常にスケジュール的な限界を感じて辛いという。何か折衷的にもう少しいい案が出てこないかしら。

事務局D 検討委員さんの趣旨は全然変わらないですね。もし制度上の問題が出てきた時とか、例えば大げさに言えば1章、2章、3章、4章とやったものの中に、市民からこれを入れた方がいいのではないかと。5章みたいなものが入ってきた時にもう1回やらなければならないですよ。ただそういう場合を避けるために、制度上の問題を避けるためにもちょっとB案ではきついのではないかなと。事務局では考えているのです。

委員D 今私が逆に思ったのはC案で、今も市民意見を随時募集しているわけですよ。それをC案を取るんだけれども、パブリックコメントの形式ではないけれど、1章ができた時に1章を公開してもらって、そのパブリックコメントという1カ月の手続は最後の札幌市にはなるけれども、随時私たちができて完成版、さっきみたいに「ここはもうできたね」という所は公開して意見をもらうというようなことで、もう少しこの市民の意見の募集というのを今よりももう少し積極的に何か手続を工夫してできないものかなと思うのですが、どうですか。

委員E 今のことにも関わって今事務局の方が説明された内容に関しての疑問というか、質問としてはパブリックコメントに対して、また投げかけをもらった時に私たちが意見を言えそうな説明をされたと思うのだけれど、制度的にはというか、自分で自分の手を縛るつもりはまったくないのだけれども、制度的にはここで手交式を行って、6月にいったん手渡ししてしまったら、私たちの権限としてきちんと意見を言える仕組みはないのではないですかね。だからその制度的な整備を保障されなければ、C案でいいよとはいづらいというのが率直な感想ですね。だから何かその仕組みを考えていただければという風にも一方で思いつつ、もしそれがダメだった時に、今の委員Dさんの意見でいくのか、やっぱりタイトだけどB案で動かざるを得ないのかという見極めをしないとイケないなと。

事務局D 例えば補助機関としての位置づけの中で、皆さんの意見を伺う場というのはもちろん手交式が終わってからもありますけれど、その意見をももちろんお聞きしますし、市が最終的な条例にする時に、検討委員会の趣旨を大きく変えるということではなくて、制度的に落とさなければならぬとか、足さなければならぬという所があった時に大きな変更となってくると思うのですよ。その部分での変更というのがあるとまたパブリックコメントをしなければならぬという点を危惧しているのです。検討委員会が出された方向性をまったく逆の方向にするような意味での大きな変更ということではないのですね。

委員E わかっています。それはわかっています。ただ仕組みの保障がないというのがちょっと気になるのですよね。

委員G 仕組みというか、公的な仕組みのことですよね。僕らはあくまで市民の意見が反映された条例案をつくらうとしているわけですよ。その場合、制度にこだわって、パブリックコメントにこだわるのではなくて、さっき委員Dさんがおっしゃったように随時意見を情報公開すると。僕らはそもそも情報は原則全部公開ですよ。情報はインターネット上でも一応公開していると。パブリックコメントもするし、それとあとフォーラムもすると。このフォーラムに関してですが、例えばの提案ですが、全市フォーラムは1回だけじゃなくて、各区で1回ずつフォーラムをします。こういう所で市民の意見を汲み取る。それを僕らなりのパブリックコメントというか、市民の意見を聞く場とするとか、そういう方向とかはないですかね？毎週、1区ずつ潰して行って。

事務局B それを皆さんが実行すると。企画してということであればそれはそれで、もちろん事務局も手伝いますけれども、皆さん自身が主体的にそれを計画していくと。そして実行していくということであれば、それは非常にいいところみだと思いますけども。

委員G それだったら全部クールでやっていたんですよ、フォーラムを。やっぱり人と人が話し合いながらの方が意見を汲み取れるというのは、僕らが出向きで学んだことだと思うので、どうですか。これは僕のまず1点目なんですけど、2点目。これ、本当に大前提のところを何言っているんだということかもしれないんですけど、これを9月に出さなければいけないというのは、10月の議会の議決を見込んでのことなんですよね。この9月をあとに流すことは絶対にあり得ないですか？

事務局A 今年の4月に年間といいますか、策定のスケジュールをお示ししたのですけれども、今はあくまでスケジュールなんです。ただやはり子どもの権利条例というのは市長の公約でもありますし、できれば三定、私たちは三定と言ってますけれども、9月、10月に行われる議会できっちり制定していきたいと。それが1つの目標でございまして、結果的に議論の経過の中で、それが若干遅れるということはもうこれはあり得ない話ではないものですから、それは私は否定はしませんけれども、ただ1つの目標としてやはり10月にはきっちり条例が可決をして施行されることを、私たちは今望んでおりますので大変スケジュールは厳しいですけど、それを前提にお話ししているということでご理解いただきたいと思います。それから先ほど委員Dさんからもお話がありましたですけども、パブリックコメントとい

うのは1つは制度として今残っていますけれども、市民の意見をきっちり聞くということなんですよね。ですからそのために情報提供もきっちり行って、そして説明責任を果たしていくというところに主眼がございますので、これは基本的に札幌市が責任を持たなければいけないんですけどね。委員Dさんの言われた1つは、今、中間答申をきっちり公表して、また期間を限定して意見を聞く。こういうのを今設定していますし、今後、条例草案の作業を進める中で、当然日常的に情報提供もしてきますし、また中間答申の今のこのスケジュールでいけば2月28日までの意見募集とまた別に、ある程度骨格が固まった時に市民にやはり期間限定で情報を出していくと。こういうことは当然可能になってくるわけです。ですから集合のパブリックコメントではないかもしれないですけど、きっちり市民の方には同じような情報を提供して、そしていついつまでご意見をお寄せ下さいということは可能だと思います。

委員D ただというか、自分で投げかけておいて、また自分で質問するのも変なんですけど、今までこの検討委員会をあれしていく時には、広報の仕方が問題だというのはいろんな先生方から出てきていて、出向き調査の時も遅いとか、ものがきちんと行き渡っていないというところが、やっぱりいろんな意見を聞いても、申し訳ないけどそれがちゃんと担保されていなかったということがあって、それは今度のこのことに関してはやっぱり言ったけどやってももらえなかったでは困るので、そのへんがきっちり、委員Fさんの方から4月に私たちの委員の中から、もしかしたらその広報委員もつくった方がいいのではないかという意見が出ていたのを、私も忘れていたのですが、そういう部分も知って、それも札幌市の方で多少予算のことも含めて汲み取って、パブリックコメントが広く長くできるような形のものも、こっちの方から意見が出たらそれが本当にできるのかどうかみたいな所は、もしもC案にするのであれば、お聞きしたいです。というのはやっぱり今までの出向き調査の時とか、いろいろな所でもっとこういう風に広報をすればよかったのではないという反省会は多々上がってきていたので。

事務局A 今の札幌市のパブリックコメント制度というのは、先ほど課長からも説明しましたけれども、手法もすべて最低限やらなければいけないことが決まっているのです。ですからある程度の準備期間も必要ですし、経費もかかるということになりますけれども、これまでの条例づくりの広報とまた違いまして、きっちり一定の期間、そして一定の手法で最低限やらなければいけないことですから、そうでなければパブリックコメントという意味がないわけですから、それは着実にきっちり期間が取ればやっていく形になります。それはもうやっていかなきゃいけないという制度でございますから。

委員D いや、そうでなくて、この普通の市民意見募集というところにも、パブリックコメントと同じ手続でなくてもいいのだけれど、それだけのエネルギーと、やっぱりお金もかかることかもしれないけれど、それをかけてもらうことが物理的に可能なのでしょうかということ。その随時のところを。

事務局A 基本的にはまず札幌市は今、子どもの権利のホームページを立ち上げたのですけれども、それ以外に子どもの権利ニュースですとか、月1、2回程度出しています。そう

いったものをさらに見直しをして、もっともっと広く行き渡るような、そんな手法は十分検討していけると思います。

副委員長A ちょっと質問したいのですがね、我々検討委員会が市民の方々の意見を聞いていくという意味では、パブリックコメントとしてやっていかななくてもいいわけですよ。だから別な形で、別に1カ月という期間を設けなくても、骨子案ができた段階の中で市民に対しての間口を広げて、こういうような骨子をつくりましたと。そこでご意見を下さいということで、パブリックコメントに近いような形態の中で意見を聞いていくという、それが1週間なり2週間というね。別に1カ月という限定を設けなくても、それはやれるんじゃないかと思うんですよ。それで意見を聞いた上で、最終骨子案をつくっていくということは可能になってはこないのかという折衷案ですけども、ここにパブリックコメントとして書くから、そういうことになるのではないかという気はするんですけど、そのへんはどうなのですかね。

事務局A それは可能でございます。

委員長 だから今まで出た意見をまとめると、時間が限られているということは承知の上で、皆さん、やはり最終の答申案を出す時に市民の意見を聞いた上で、我々決めたいという、こういう意向が強いのだらうと思うのですよね。ですからそれが保障されるようなスケジュール。ただどうしても日程的に5月いっぱいぐらい時間をいただかないと、骨子案まで辿り着かないのではないかなと思うので、B案のこういうような4月末いっぱい全部仕上げなければいけないというのは大変辛い。だから5月いっぱいまでに骨子案ができて、さらに市民の意見を聞いて最終答申案を出して、パブリックコメントができるような案というのはあり得ないでしょうか、そういうのは？5月いっぱいまでに骨子案、そしてそれを副委員長Aが今おっしゃったような何らかの形で、市民にオープンにして意見を聞いた上で、我々が最終答申案をつくって。

事務局A C案のスケジュールでまいりますと6月の下旬ぐらいに手交式と。最終答申の手交式という風に考えていますので。基本的にはこのスケジュールの中で、そういう機会をつくることは可能でございます。ただやはり期間とそれから一定の経費も割りとかかりますので、そういった意味では検討委員さんの皆さまのお力も借りなければいけないなと思っていますけど。

事務局D 手交式はあくまでも6月中旬を予定しているのです。

委員長 A案がいい。それで市の方のパブリックコメントの予定というのを一応盛り込んでおけというのは、やらないかもしれないわけですよ。念のためにということでしょう。いや、だから我々が6月にパブリックコメントをやって、さらに市がやるかどうかというのは、大きく変わるかどうかというところにあるとするならば、時間のスケジュールの取り方としても、5月いっぱいまでとって、パブリックコメントをやって、さらに最終答申を7月にあげてという、このA案のスケジュールが実現できるのであれば、A案なんて最終答申案の手交式が8月になっているわけでしょ？A案でいっても5月末には骨子案ができていな

ければいけないわけだから。

委員K BとCで考えようといったのだから、BとCで考えましょうよ。Aに戻っては何にもならないですよ。

委員C さっきの副委員長Aの意見が採用されるとすれば、5月いっぱいには可能なのではないですか、これ。5月いっぱい検討して、2週間ぐらいの知らせる期間があって、意見を求めて、6月の最後のあたりに手交式をすると。並行して条例案の検討はできるわけだし。

委員長 そうすると副委員長A折衷案で、パブリックコメント的なことはやっていただくにして。だからC案を基本にして。最終案確定の前に2週間ぐらいの市民の意見を聞く期間を設けてもらって、それを我々が聞いた上で最終答申案を出すという、そういうことはできますか？

事務局D パブリックコメントと同じレベルでやるということではできないと思います。結局検討委員の皆さんの企画の中で、どういった形で意見をまとめていくかということも併せてやっていくという取り組みであれば、そういった感じのことは可能ですけれども。結局最初にあらかじめ前倒して少し検討委員会でやるといったものが、パブリックコメントと同じレベルであればBと同じになります。日程については何も解消されないということになります。

委員長 そうしたらC案でいくとして、それに最終答申完成前に市民の意見を我々が聞いて、最終答申をつくりたいということ。

事務局D パブリックコメント的なイメージではなくて、検討委員会の本会議で取り入れていくところで工夫をしていただくのもいいのではないかなと思うのです。パブリックコメント的なものを事前にやるというのはちょっと手法としては、あまり好ましくない。

委員長 だから今みんなが言っていたのは一応素案骨子案ができて、それを市民の皆さんに見てもらって意見を聞くということが、期間の点は短くなるとしても、できないのかということ。

副委員長A いや、ある。

委員長 バラバラはだめですよ。

副委員長A ある程度トータル的なものを見せていかないと、市民の方もなかなか意見を言いづらいだろうと思う。ある程度トータル的なものができた段階で、市民に示していくことをしたいということで、だからそれを期間的にどれぐらいもてるのかというのは、一応検討委員会の中で検討させてもらって、そしてとにかく6月のいっぱいまでには最終案。

事務局D 最終もありますので、パブリックコメントが7月1日から始まりますので。

副委員長A 1日からとは限らないのでは。とにかく30日間開けばいいのでは？

事務局D 議案提出も8月の末です。

副委員長A だから我々も無理するから事務局もできるところは無理してもらいたい。

事務局B 副委員長A、わかりました。そう意味では委員会の皆さんの協力も得ながら、市民意見の募集の仕方というのを考えていただくと。それも1つ、重要な取り組みです。

これから全体のスケジュールのお話をいたしますけれども、条例の検討と並行してそこら辺の市民意見の募集も、委員の皆さまと事務局と一緒に協力しながらやっていくという形で行うかがでしょうか。

委員長 市民意見の募集についてはいいですけど、次なるものができてということ、それを市民に示すということであって、バラバラじゃダメですよ。ですから基本的にはC案を基本にして、そして手交式が6月いっぱいというのであれば、それに合わせる形で、我々は5月中までには何とか案を仕上げ、6月の頭のあたり半分ぐらいで、そういう意見を聞くという機会を持っていただけるのであればC案でいけるのではないですか。B案はちょっと苦しい。

委員G 企画をつくるのですか。

委員長 何の企画？

委員G パブリックコメント的な意見を聞かなければいけないと。で、それらは僕らが立ち上げなければいけないのですよね。これから先か、今か、年明けでもいいですけど。

委員長 そのミニパブリックコメントのやり方というのが、パブリックコメントのような形ではできないですか。

事務局B その市民意見の募集の仕方というのを、委員の皆さまと事務局と一緒に考えていけばいいのではないのでしょうか。

委員G 僕が例えばフォーラムで。

事務局B そうです。そういうのも含めまして。

委員G ちょうど5部会あるので、10区でしょ？各区2つずつ出れば、全部出れるとか。それで土日だけ全部入れる。2日で。

委員長 だから骨子案ができた後に、それをトータルなものとして示して、それに対する意見ということをも求める以外ないわけですよ。個別にとか。

委員G そうすれば骨子案ができた後の話ですね。

委員長 できた後の話だよ。その期間というのは6月中に手交式をしようとするれば、そんなに時間が取れないわけですよ。だから1カ月じゃなくて、2週間だったら2週間としてやり切る以外ないですけどね。そのやり方が、どうやって市民の意見を募集するかというやり方は、パブリックコメント的なのはできないと言うから、我々が持って出かけて。やるのというのは無理だと思うけど。じゃあね、こうしましょう。基本的にはC案でまいりましょう。大きな流れとしてはC案。それで5月末ぐらいまでには骨子案をつくるということにしまして、それができたら方法とか、やり方はまだわからないけれども、何らかの形で市民の意見をそれに対して聞く。聞いた上で最終答申というものを直すべきものは直し、つくり上げて、6月にお渡しをするという。それから今度は、札幌市のパブリックコメントが正式に始まるわけですよ。それは絶対にやらなければいけないわけだから。そういうような含みでC案ということだったら、可能ですか？

事務局B けっこうです。ただ6月のところの日程が実際にはどうなんでしょう。5月末

までか、もうちょっと前か、そのへんの微調整が最終的には必要かと思えますけれども、基本的な方向としてはよろしいのではないのでしょうか。

委員長 皆さん、どうですか？やっぱり骨子案ができて、市民の意見を聞いてから最終案を完成させるという、大きな流れでご理解頂けないのでしょうか。基本はC案です。いいですか。留保付きのC案でありますけれども、お願いいたします。あと。さらにご説明を。

事務局B C案で引き続きご説明いたしますけれども、前回お話ししましたように、中間答申の9つの条例課題に盛り込みたい条例項目につきまして、1月5日までに委員の皆さまに項目出ししていただくようお願いしております。それを持って1月の第1回目の委員会までに事務局で整理いたしまして、事前に皆さまの方にお送りしたいと思っています。1月21日の第1回の委員会におきまして、まずここで一応条例のボリュームを決めてもらった方がいいと思っています。今日でもかまわないですけれども。だいたい何条ぐらいにするかということですね。20条だとか、30条、いろいろありますけれども、そのボリュームを決めておいていただいた方がいいと思っています。これに従いまして、一応21日の日に条例の項目を決定するというところでございます。項目が決まりましたら、上から3段目になりますが、まず執筆担当がやはり検討するために一番たたき案が必要になりますので、一番元になるたたき案を執筆していただきます。一応委員の皆さまに十分考えていただくために、全体の1次執筆案を2月中ぐらいに出していただきまして、委員の皆さまに配布して、一応考えていただくという風に考えました。このたたき案が出てきましたら、このたたき案を何人かの起草担当で揉む作業を行います。それが2段目のところへ上げていって、起草ワーキングと書いてある所ですが、当初は月2回ぐらいから始まると思えますけれども、中間答申の例を見ましても、もうちょっと回数が多くなるのではないかと思います。一応正副委員長とも相談いたしまして、起草担当者は正副委員長3名を含む8名程度という案を書いております。それから起草ワーキングで揉んだ原案を、さらに一番上の全体検討委員会に上げていって検討を行うと。この全体検討委員会は原則月1回ペースで行うということを想定しております。それから4段目の子ども委員会でございますけれども、子ども委員会につきましては1月に募集をかけまして、2月頃からスタートする予定で考えております。子ども委員会は市長が任命する子ども委員が自主的に独立して行われる委員会ということで、札幌市が検討している条例案に対する意見、提案ですとか、その他子どもの権利に関連して、子ども委員が必要と考える活動を行っていただきます。子ども委員会は随時意見を検討委員会の方にも提出していただけたらと思います。これにつきましては現在高校生委員3名の方とどのような運営の仕方がいいのかということ、数回事務局の方で打ち合わせさせていただいております。それから下から2段目の所、先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、来年1月から市の内部で、子どもの権利条例について検討調整を行う連絡調整会議を立ち上げまして、この検討委員会の議論と並行して、庁内の関係部局との調整を行ってまいりたいと思っております。これが先ほど申しましたように検討委員会の答申を最終的に実効性のあるものとするために、検討の過程において行政内部の課題も検討委員会に随時情報提供させていただいて、最

最終答申が本当に実効性のある現実的なものになるようにということのために行うものでございます。その結果、最終答申がだいたい先ほどのお話を伺いますと5月末前後を目途として決定していただいて、6月に市長に最終答申を提出していただくと。札幌市ではそのいただいた最終答申を元に、6月の後半は条文化作業がありますので、条文にいたしまして、一番下の所、7月にパブリックコメントにかけます。8月にパブリックコメントに寄せられた市民意見に回答いたしますと同時に、市民意見も参考にしながら、最終的な条例議案を8月末に作成いたします、第3回目の市議会の方に議案提出するという予定で考えてございます。全体の大まかな流れはそんな感じでございます。

委員長 今の説明の範囲で、何かご質問ありませんか。

委員E 質問なんですけど、市役所内の全庁会議の中には市教委は入らないのでしょうか。

事務局B もちろん、入ります。

委員E 了解です。あとは子ども委員会のことについて、ちょっとこれは意見になってしまいかもしれないですが、さっき言ったことに重なりますけれども、7月に最終的な意見を出すとする、そこがどう反映されるのかという、この仕組みがうまく見えてこないのかと、かといって2月からスタートして、5月いっぱいにとめるというのはまたタイトな話だなと思うので、子ども委員会の意見をどう反映させるかについて、ちょっと意見のやり取りをした方がいいと思うのですね。

事務局B それは実際には子ども委員の皆さんが今。

委員E もちろん、ここで結論を出せることではないのかもしれないです。やっぱり反映できる仕組みと、スケジュールにしておかないとやったはいいいけどという風に。ある程度こちらでスケジュールのイメージを共有化するのであれば、その議論も必要かなと思ったんです。

委員L 今回これを立ち上げる時に、学校の協力ということがいろいろあって、なかなか理解してもらえないこともあったので、今回、事前に教育委員会を通して校長会の方に意見をきちっと説明して、意見もちゃんと聞いておくという仕事を教育委員会が責任を持って、やっていただくということを強く要望した方がいいかなと思っています。

委員長 教育委員会が校長先生などの意見を。

委員L 要するにこっちの意図をきちっと伝えて、何か意見があればちゃんと集約して、一応その連絡調整会議を通して、こっちの委員会に持ってきていただくと。そういう仕事をきちっとやってほしいなと思っています。

委員長 そのへんは何か、特に、確かにこれまでも教育現場とはなかなか難しい関係がありましたけども。

事務局B 連絡調整会議の中に教育委員会の方が入っていますので、教育委員会が校長会の方のご意見も集約します。その意見も取り入れた意見はこちらの方に伝えていただけるのではないかと考えておりますが。

委員長 そうそう、校長会に声をかけなかったのがいけなかったとか、いろんなそういう

つまらないところで、軋轢を生じないようにしていただきたいというのが、今の委員Lさんのご意見なのでしょう。それから委員Mさん、子ども委員会の方について、どういうイメージで考えているの？何かありますか？

委員M どういうイメージと言いますと？

委員長 ほら、子ども委員会で議論して、委員会の方に反映させていかなきゃいけないわけですね。だから子ども委員会をどういう風にやっていこうかという議論はまだしていないのですか？

委員M 今検討中です。

委員J まだ決まったというわけではないんですけども、一応この3人の中で話し合っ
て、中間答申が出ましたので、それについて、私たち子どもなので、その子どもに関わった
中間答申について少し話し合いをして、意見を出していきたいとは思っています。最終答申
案に関してもそういうことができたらなと思っ
てはいます。

委員L 3人に任せておくのは大変いいことなだけども、子ども委員会の位置づけとか、
参加するメンバーだとか、どんな風にどうやって進めていくだとかを、ある程度、3人にこ
んな方法もあるのではないかいというようなことも、きちっと丁寧に教えてもらわないと、
なかなか3人だけでやれといっても。当然正副委員長が、また事務局が入って募集や何かも
当然やってくれるとは思いますが、そのへんもある程度検討委員会に教えてもらいながらや
ってくれた方がいいかなと思っています。

委員M あと募集等につきましても今この場で簡潔に。委員会の位置づけに関しましては、
先ほどおっしゃった通り、独立した活動をする委員会であると。出前委員会も市長に知って
もらうということで、募集につきましても学校、小中高を通じて呼びかけるということで、
具体的に会議の面でどのように決まっているかはちょっと存じないんですけども、まず学校
を通じての募集かなと。委員の構成につきましてもはだいたい20人ぐらいを考えているとい
うことで、小中の比率でいうとあまり中学生が多いと、小学生が何か言いづらいなとい
うことで、過半数10人ぐらいを程度に。中学生はそれより少ない5～7、高校生は今のところ今こ
こにいる3名ということになっています。具体的な選考につきましても、基本的に学校を通
じた推薦的な方式になると思われませんが、学校に行っ
てらっしゃらない方々等、学校を通じ
た呼びかけ以外のルート
の応募というのも十分考えられるということ
です。募集人数の20
名程度というのについては、各年齢層2名程度
の幅で弾力的に対応しますよということ
です。それから子ども委員会の独立性を確保
するために、検討委員会の関係者、つまり利
害関係者、縁故者は選考から除外するとい
うことです。

委員J 補足していいでしょうか。会議の運営につきましてもこのスケジュールに書いて
ある通り、月1回ないし2回ということ
で、この会議は非公開で行うということ
で、子どもたちがお父さん、お母さんに見
られていると参観日のようなことがあると
。これも本決まりではないので留保の段階
ということなんですけども。参加する事
務局の方々もおそらく参加されること
となるでしょうが、それも極力最小値
でということ
です。付け足しがあれば。

委員長 はい、どうぞ。

事務局D 今、M委員、J委員の方から説明いただいたんですけど、事務局と高校生の委員の方と子ども委員会について2回打ち合わせをしました。その中ですでに前回の会議などでお配りした子ども委員会の設置に向けての案ということで、20名の数で1月4日から1月30日まで募集をかけるという案をお示ししてましたけども、一応広報さっぽろの1月号に載せて募集をかけるということで、もう動き始めております。実際今、高校生の3人とお話しさせてもらっているのは、全体で20名の人が集まった時にどういう風に話し合いを進めていけばいいかと。そのためにはどういった年齢構成がいいのだろうねといったところを話し合ってます。高校生の皆さんに意見を聞いている状態です。先ほどおっしゃったようなご意見が打ち合わせの中でも出てきておりました。実際、どんな応募があるかわかりませんので、応募していただいた方の結果の中で対応していく部分が残っているということで、あくまでこれ、皆さん、どういった子ども委員会が好ましいでしょうかという意見をお聞きして、一緒につくっていかうねということで話を進めている段階です。そして学校の方に今子どもの権利ニュースというのを配布しているのですけれども、その中で子ども委員を募集しますという記事を子ども向けにつくっているのですね。学校を通じて子どもさんの目に触れるようにしたいな思ってます。またその子どもの権利ニュースはほかの部署にも配っていますので、そういった所にももちろん配布するのですけれども、学校を通してそういう風にPRすることができるので、実際に子どもの目に触れて応募してくれることもかなり期待できるのではと思ってはいるのですけれども。実際1月末までの募集期間の結果を見て、最終的に子ども委員の選考と、子ども委員会の設立の状態を決めていきたいと思って、次回また1月の年明けに高校生の3人の方と事務局の方で話し合いをしたいと思っています。これからはもう少し子ども委員会の中で、実際に話し合っていくような課題をどういったことだろうかとか、子どもの権利について子ども委員の人が勉強していくためには、どういったことを提供していけばいいだろうかということ、高校生の意見を聞きながら決めていければと考えております。

委員長 はい、そうすると。

委員F この前の時から独立してという話をよくされているのですけれども、それはそれで全然かまわないと思っているのですけども、何回か僕は言っているのですけど、検討委員会がつくった、設置した子ども委員会ということで、検討委員会が丁寧に子ども委員にきちんと説明していくという、その責任があるのではないかと考えていて、それを高校生の3人に全部、ある意味丸投げしてしまうというのはちょっといかがなものかと考えていました。できるかどうかは別ですけれども、この検討委員会はどういう風に再編成するのかということで、組織の見直しがある中で、例えば子ども委員会係みたいなのが必要なのではないかなということは前回申し上げた通りです。今の話で初めて聞きましたが、高校生は今いらっしゃる3人がいるので新たに募集はかけない、小学校と中学校だけというのはちょっと違うのではないかなと僕は感じます。やはり高校生にも一応募集をかけるべきだと思いますし、新

たに入ってくるという人がいれば受け入れるのが当然であって、最初から高校生が3人いるから高校には募集をかけないというのはちょっと違うと思います。

事務局D 高校生の人数の話が出たのですが、先ほど紹介されていたお話というのは、理想的な人数のバランスということでお話をしています、実際、その募集の中では4月1日現在で17歳の方を対象にしていますので、今高校2年生で来春3年生になる方についてももちろん募集しますし、子どもの権利ニュースについても高校宛てにも送付したいと考えております。ただ理想的なバランスとして「小学生が一番多い方がいいね」というご意見があって、それでも中学生が少し少ないけど、高校生がまだ多い方がいいというような目安、理想的なバランスという話で話していると思います。

委員E 質問というか、投げかけで終わるかもしれないんですけど、子ども委員会に対して2点なんですけど、1点は議論を非公開というのはものすごく配慮という点でよくわかるんですけども、一方でフィードバックしていただくということ、ここにフィードバックをする仕組みと、それから議論のプロセスを何らかの形で公表していくということも大事だと思うので、その公表の仕方なりを次回でけっこうなので、そのへんのイメージを共有できるといいなと思っているのが1点です。それからもう1点は中間答申に関してはある程度固まったので、2月からすぐに議論ができますけども、最終答申、条例骨子案に関してはさっきのスケジュールだと5月の終わりに近い段階で出るということで、そこから多分ミニパブリックコメントと同時進行的に、子ども委員会がある程度意見をまとめていただければ、6月上旬ぐらいに非常にタイトな感じで議論していただくことは、大丈夫なんだろうかというのが一方でちょっと気になりました。それは何とかできるのですかね。

事務局D 子ども委員会ですね。子ども委員会の意見を、条例制定に関する意見をどこにぶつけていくかということなんですけども、一応今、子ども委員会は札幌市として設置しているということで、市長に向けてまず意見を言うという形になるかと思うのですが、条例づくりということに関しては市長に言うといった結果、実際その素案をつくっていらっしゃる過程においては検討委員会の方に意見が反映してくると思います。先ほどのお話の中で、検討委員会のスケジュールがC案でご了承していただきましたけれども、その後子ども委員会の方は8月までの任期でつくることになっていますので、こちらの子どもの委員会としてはその後意見をぶつける機会があるということなのですね。このイメージの中でいうとパブリックコメントという機会も残されていますし、こういった形で子ども委員会の結果をまとめていただけるかというのは、これからの話し合いの中で決まってくると思うのですが、こういったパブリックコメントも含めて、いろんな話し合いを通じて条例に向けて意見をぶつけていただければと思っています。それについては高校生の3人とも、これから話ししていかなければいけないと考えています。

委員長 そうか、最終案が出たあとも、子ども委員会がそれに対して意見を出すことができるわけだ。

委員C 今のに関連してですけども、1つは、子ども委員を募集する時にどんな風な文言

で募集するのかという。それは設置目的とも関わるので、「何を検討してほしいから、子ども委員を募集するんですか？」という、それはどういう風に考えているのかなというのが1点目。2点目はさっき委員Eさんも質問したのですが、このC案に書いてある所で、意見を検討委員会に反映するような矢印がありますが、具体的にどんな風にここの委員会に子どもたちの意見が条文づくりに関わって、反映されるのかというのが、ちょっと見えないので質問しています。

委員長 その子ども委員会の議論がどういう形で検討委員会に反映するかということについては、お答えいただけますか？

委員E ちょっとついでだから、補うと、子ども委員会の活動としては確かにずっと続けるにしても、意見を言ったとしても、もうすでに条例骨子ができているとすると、そこにやっぱり反映しないとすると、せっかく子どもたちが集まって議論したことが、形として具体的に見えてこないということも懸念されるので、やっぱり一番意見として集約する場面としては中間答申に対するある程度の意見と、最終答申に対する意見という風に大きく2場面になるのかなというイメージなのですね。そこがイメージとして、一致しているのかどうかということの確認も含めてなのですけど。そうすると6月はタイトになって、そのへんも含めてどうなのでしょう。

事務局B 検討委員会のスケジュールというのはまだ決まっていませんよね。例えば9つの枠が今決まっていて、その中に項目が出ます。その中に例えば参加もあれば、権利救済までいろいろあります。そのスケジュールと、子ども委員会のスケジュールを合わせて考えていかないとダメだと思うのです。だから検討委員会のスケジュール自体もまだ決まっていない段階で、子ども委員会の方のスケジュールだけを出してくれと言われても、ちょっと難しいところはございます。ですからそれは今の段階ではまだ完全に形が決まっておられませんけれども、検討委員会のスケジュールが決まっていく段階で、それは当然調整しながらやらせていただきたいと思っています。

委員長 具体的なスケジュールはもちろんそうかもしれないけれど、意見の反映のさせ方ということが、どういう形で反映するのかなという質問でしょ。例えば3人が子ども委員会で議論したことを、3人を通じてここで報告してもらおうという形で反映されるのか。

事務局B そういう具体的な方法は今後、調整させていただきたいなと思いますけれど、はい。

委員長 とにかく子ども委員会の議論が反映できる、形だけではなく、実質的に反映できるような方法を是非工夫しなければいけませんね。募集の目的というのは、みんなで権利条例をつくらうということになるのかな。「何のために僕たち、集まるんですか？」と聞かれたら、何て一言で答えたらいいのでしょうか。

事務局B 札幌市で検討している条例案に対する意見・提案が、まず第一の目的でございます。それからあと、そのほかにも子どもの権利に対して、子ども委員会が特に子ども委員会で必要、かつやりたいという活動があればそういうものも入ってまいります。

委員長 募集する時の具体的なイメージがないと、子どもたちも募集に応じてくれないのではないかなと心配なのでしょう、委員Cさんはきっと。

委員C それもそうだし、どうやって反映するのかということがないと、そこと結びつかないでしょ、目的が。だからそこが一番大事なところなのではないかなと。我々が設置してほしいと言ったのはそこなんですよ。

副委員長B 意見表明権というものを子どもの権利条例で特に大事なものだとして、中間答申ではそう言っていますけれども、やはり子どもたちの意見を反映した条例をつくっていきたいということを、子どもたちの方から呼びかけているという形をとらないと。この委員会を後押しするためにやっているのではなくて、子どもの主体性によって意見表明していくということが、やはり一番骨子ですね。だからそういう文章を書かなくてはならない。

委員長 それはそうなんです。是非、我々が設置してほしいと願った、その願いが子どもたちに伝わるような形での公募ということ、1つお願いしたいですね。

事務局D 募集案内では子どもの権利について意見を下さいという、幅広い形で出ています。実際この子ども委員会の中で話し合う課題は何かということ、高校生の方にも意見をお聞きしたのですが、条例の中に盛り込む権利ですね。子どもにはこういった権利があるのではないのかといった意見を反映させるべきだというような話もありましたし、できあがった条例が子どもにわかりやすいものかどうか、子どもたちにわかりやすく伝えるために工夫をするということも子ども委員会としてできるのではないかと。それがあったのです。それぞれに応じて最終的な結果をぶつける場というのは違ってくると思うのです。この条例の中にこういったものを盛り込んでいくというのがあれば、検討委員会の議論の中で方向性を出していただいて、反映させて、できるだけ条例そのものについて子どもにわかりやすいものをつくるということであれば、検討委員会の方でつくっていただく最終案か、できあがったものを見て子ども委員会で検討していくということも考えています。それで課題に応じた報告の仕方については、具体的に文章なのか、口頭なのかといったことも含めて決めていきたいと思っています。必要に応じた項目の一覧の報告の手段が必要であるということは十分認識しております。

委員長 現段階ではその程度のイメージなんですけども、1月4日から募集ですから、もうすぐですね。広報さっぽろに載るのですね。それで、さらにご質問はありませんか。

委員F 組織図はどういう風になるのでしょうか？執筆担当と起草ワーキングという風に書いてありますので、それは少しわかっているつもりなんですけど、25人をこの二つに分けるという意味ですか？広報はつくらないという判断をされたのですか？私たちの組織をどういう風に。今まではこれはあくまでも懇談会をベースにした5つの組織だったと思うのですが、それはどういう風になるのかを少し教えて下さい。

委員長 このイメージは、とにかくこれからの作業というのは骨子案をつくるわけです。それで骨子案のきちんとした議論の場というのが月に1回、検討委員会ですね。ここで徹底的に議論してもらうのが25名の役割です。しかしその議論をきちんと実のあるものにするた

めには準備をしなければいけません。たたき台をつくらなければいけませんので、今考えているのは、そのたたき台をつくるのに何人かでつくり始めたらなかなかまた大変なので、これは私が委員長私案という形で、とにかくこんなものでちょっとつくってみただけどうかしら？というのをつくり上げてみて、それを起草ワーキンググループで具体的に揉んで、それでどういう順番になるかわかりませんが、こう論点がいくつかありますね。その論点ごとに検討委員会で具体的に議論していくという、そんなイメージで。ですから今までのような例えば班に分けて、あなたたち5人は参加について、こっちは救済について議論して下さいというのではないパターンをイメージしています。とにかく執筆といっても、私1人ですから。誰かがやらないと、これはできあがらないだろうと。特に広報とか何とかというものをつくるというイメージはないです。というのはワーキンググループがあって、8人でしょ。あとの何人かはそれはもう検討委員会の全体会に集中していただくということと、あとフォーラムとか何かがあった時にそれはもう動いていただく。それから各区のいろいろな催し物があった時には、皆さん方一人ひとりが委員会を代表して講師とか、中間答申の説明とか、これに出ていっていただく。これもまた1つの広報でもあろうかと思うのです。そういうことで組織図というか、組織図的にもなっていないかもしれないけれど、そんな風に考えているのですけど、どうですかね？

委員E 前回委員Fさんが言った広報とか、子ども委員会对応とか、ほかにどんなものがイメージできるか、私もちょっと。関係調整とかがあったりしてもいいのかしらと思うのだけど。少し役割を整理しておかないと、今のいろんな市とか、いろんな所でやるやつは、全体で応援に行ける人が応援なり、主体的にということでもいいと思うのですけども、全体の流れの中ではある程度その役割みたいなのを決めていた方がいいと思うのですが、どうなのでしょう。

委員長 役割といますと？

委員E 広報担当とか、子ども委員会担当とか、ちょっとそれ以外が。本当はたたき台があると嬉しい。ごめんなさい、あまり詰めてこなかったもので、それ以外はパッと浮かばないですけれども、そういう担当を決めておかなくていいのでしょうかというのが1つ。それともし委員長が私案というのは、ものすごく過重じゃないかと一方で思うのと、その委員長私案をベースにして起草ワーキングという、人数的なことは8人ぐらいは確かに必要だと思うのですけれども、役割とか、役割分担とかをどうイメージするのかちょっとパッと浮かばなかったもので、もう少し説明していただけるとありがたいです。

委員長 まず起草ワーキングは、これはもう何て言うか、ワーキンググループでございませよ。かなり頻繁に集まらなきゃいけないので、そう大人数だと結局欠席ということになってしまって、いけないだろうということで。その中での役割分担とか、何とかというのはちょっとイメージはしてないのですけどね。8人でちょっと議論して、第1章前文はこんなのにしようとかっていえば、そうしたら自ずと役割が分担されていくのではないかと思いますけどね。だから真っさらなところに、「じゃあ、あなたたちがこれを起草して下さい」とい

う形での分担ということは考えてはいないのですけどね。

副委員長A それと子ども委員の担当の役をつくるかどうかという話ですけども、私はそれはなしがいいのではないかと。やっぱり子ども委員の3人を検討委員会の人々がたが責任を持ってやってもらうという意味で、もし子ども委員の中から「こういう点を説明してくれよ」と。子どもに関わる、関わらない部分について、「こういう部分を説明してくれ」という要請があれば、それに対して出向いて行って説明をするということはやってもいいかと思えますけれども、一応子ども委員がそちらの中に入っているということであれば、子ども委員の方々に絶大なる信頼を持って、任せていくということはある程度してもいいのではないかと思っています。

委員D ただ一方で、そうすると子ども委員の3人が、高校生の3人の方は倍出て行かなければ。子ども委員会にも出て、こっちも全部出て報告していくとしたら。もちろん学生さんで本業もある時に、それはやっぱりちょっと。もしも子ども委員会の中でこれから練り上げて、本当にそれでいいんだ、もしくはこっちの委員じゃないけども、変わりに別の高校生も公募するという、別の高校生が代わりに日程的に出てくるということも、この会でオーケーならばいいけれども。最初からここで、この3人に「全部お願いします」ではちょっとスケジュール的にね。試験とかもあるだろうし、しんどいのではないかなと思うのですが。

委員N いいですか。この前の高校生3人で集まったの意見で、私が思ったというか、多分3人の意見では子ども委員会はやっぱり子どもだけで進めていきたいと思っているので、できればというか、高校生だけでやるつもりでいたのであまり負担とかは考えずに、それは私たちの責任だと思ってやるので、大丈夫です。

委員長 委員Dさん、教えられますね、本当に。

委員J 私もそういう風に思っていましたので、これは責任を持ってやらせていただきたいなと思っております。

委員長 委員Mさんも同じ？

委員M そう考えていました。

委員長 はい、任せます。そして必要があったら呼んで下さい。あと、広報といっても大変ですよ、皆さん。もう事務局の方が本当に一生懸命やっていただいて、ありがたいということで。もし「いや、事務局にそこまで負担させるのはもう忍びない、私がやる」という方がいらっしゃれば、もちろん、これはもうすばらしいこととございます。何か事務局の方で、「こういうお手伝いしていただけると嬉しいんだけど」という、本当はあるんでしょ？

事務局C 委員長、どうもありがとうございます。事務方として確かに広報という部分で、本当にいろいろ手がけたいこともございます。ですけどどうしても手数の問題ですとか、いろんな作業の問題があって、皆さん方の意向になかなか追いつかない部分がございます。そういった部分で話をするというのであれば、いくらでもあるんですけども、今のところ私たちができる限りのことを最大やってまいりたいと思いますので、手がはばけた時にはまた

その時にご相談させていただきたいと思います。

委員長 そういたしましたら猫の手も借りたい時には、猫の手くらいにはなりますので、どうぞ必要な時には言っていただくということのようです。よろしく願いいたします。それでそういうことで起草ワーキンググループのメンバーを決めた方がいいのですよね。今日の段階でね。それで私も私案をつくるにあたって力を貸して下さい。それでとにかく議論のたたき台的なものしかできませんので。そこからどんどん充実したものにしていきたいと思っておりますので、その上で一番大事なのは項目出しと書いてある、12月18日から1月5日にかけての、今日のあれですよね、ここにある、この様式で、皆さん、こんな内容を盛り込んだ方がいいんじゃないとか、いろいろなご意見、ここが充実していただけると大変私は助かるわけでありまして。皆さん方の年末年始の使命はここにございますので、よろしく願いいたします。それに基づきながら、私案を考えますけれども、だいたい条例の骨格をみんなで議論をするのが、年明け第1回の21日ということになるかと思っております。それからあとはワーキンググループで揉んだやつをその都度、検討委員会に上げていくという形をとっていきたいと思っております。それでワーキンググループ、我々3人は全員指定でありますけれども、あと5人。是非我こそはという方、手を挙げて下さい。

委員G 僕、やりたいです。

委員長 委員Gさん、委員Eさん、それから委員Cさん、委員Fさん。あとお一人、いかがでしょうか。かなり忙しくなりそうなんですけれども。いらっしゃいませんか？委員Oさんとか、委員Hさん、いかがですか？こう言っちゃ何ですけど、女性の割合が今、委員Eさん1人でという、これはやっぱりよろしくない。委員Aさん、いかがですか？あまり女性、女性という何ですけど。では委員Hさんに入っていてということにいたしましょうか。一応ワーキンググループということで、この5人と我々3人でちょっと動いてみたいと思っております。それからあとは今日決めることは、条例をどんなイメージで、どんなボリュームにしようかということ、今日はちょっともう4時間も経ってしまいましたので。そんなに条文が多いと、子どもに読んでもらえませんからね。ほどほどにという程度のことになりますけれども。ちょっと骨格構造をみんなで21日に議論したいと思っております。はい、あと事務局から。

事務局B はい、先ほど委員長にお話ししていただきましたけれども、条例素案づくりに向けた9つの条例課題に盛り込む要旨ですね。皆さまのお手元の方にお配りしておりますので、こちらの方に記入していただいて、1月5日までに事務局の方に提出していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それから中間答申書の手交式なんですけど、12月27日の11時から11時30分まで、市役所本庁舎10階の市長会議室で、正副委員長と高校生委員3人の方に出席していただいて、市長の方に提出していただくという形になりますので、よろしく願いいたします。中間答申書でございますが、今日ほぼ確定、まだちょっと手直しがございますが、これから大急ぎで作りまして、印刷や何かをかけまして、これを年明けに本庁ですとか、各区役所、図書館、それから市内すべての小中高校など、それから概要版もこれから作りまして、大人用と子ども用をつくりまして、それで本庁、各区役所、区民セン

ター、まちづくりセンター、図書館、ちえりあ、エルプラザと、あと市内の全小中学校、児童会館等ですね。そちらの方に概要版も配りたいと思っております。そしてこれに対して1月20日から2月28日まで、ホームページや、それからお手紙やFAXで市民のご意見をいただきたいと考えてございます。それから4点目の市民フォーラムでございますが、市民フォーラムの内容なんです、一応日にちは18年、来年の2月26日、日曜日の午後、一応かできる2・7のホールということで会場を取ってございます。今、考えている案といたしましては中間答申を市民に報告するという事で、委員の方からまず中間答申を市民に報告していただいて、その後パネルディスカッションという形で考えてございます。それで誠に申し訳ございません、ちょっと出演の委員とかはまだはっきりと確定していないんですが、来年1月から早々にチラシ等で、広くお知らせしないとだめなものですから、これから年末年始の休みに入ってしまうものですから、事務局の方でフォーラムの企画等を進めさせていただいてもよろしいでしょうか？委員会は、今日が最後で、ちょっと報告する機会がないんですが、次回の委員会までという形になりますとちょっと企画が間に合わなくなっちゃうものですから、広報期間等もあるものですから、正副委員長と相談の上、企画を進めさせていただいてもよろしゅうございますか？

委員長 よろしいですね。

事務局B よろしくお願いいいたします。あとは次回の検討委員会が1月21日、土曜日、STV北2条ビルの7階の5号会議室という形でございます。時間がまだ未定なので、時間を決定していただきたいと思いますが。

委員長 土曜日だから、今日は4時からでございますけれども、ここでは4時だったらよかったんですね。大丈夫ですか。

委員J 21日、模試があるものですから。センター試験というものがあるものですから、それに向けての模試があるものですから、その日は僕は出れないんですけども。

委員長 21日はどうしてもだめという方はどれぐらいいらっしゃいます？とにかくこれよりも先、早くというと、なかなかかえって難しくなるので、21日、やりましょう。とにかく年明けですからね。それで16時にいたしましょう。

委員D その後の前後の予定が立たないので。

委員長 3時間。だいたい7時を目途にということにいたしましょうか。それで2月以降の検討委員会。一応書いてみたんですけども、2月は権利フォーラムがありますし、28日しかないものですから、3月4日に2月分を入れまして、3月25日に、全部土曜日なんですけど。そして4月22日、それから5月27日。一応このスケジュールでは、こちらあたりで素案ができなければいけないということになりますけれども、これ、全体会はどうでしょうか、これでよろしいでしょうか？よろしくお願いいいたします。あとワーキンググループについては、また打ち合わせをさせていただくことにいたしましょうか。ちょっとあとで残っていただいて、第1回目のワーキンググループの日程を決めましょうかね。それで、あとは連絡事項等々ございましょうか？

事務局B 特にありません。

委員長 そうすると委員Eさん、あなた、ちょっと書き足したいというのがあるんだそうですね。これは大至急でございます。委員Aさんとはあの部分の所をちょっと今、検討したいと思います。皆さん、本当にありがとうございました。お陰様で中間答申、何とかできそうです。年が明けてから、いよいよ本番でございますので、またどうぞよろしくお願いたします。では年内の委員会はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。良いお年を。はい、ご苦労様です。ありがとうございます。